

港区の広聴

令和7年度（2025年度）版 事業概要

港区企画経営部政策広聴担当

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区民に信頼され、開かれた透明性の高い区政を推進するためには、多様化・複雑化する区民の声を的確に把握し、区政に迅速に反映させていくことが重要です。

港区では、区民の声を“広く聴く”ために、区民の声センターを開設し、区民の御意見、御提案などを、来訪、電話、書簡やメール及びファックス等で伺っています。いただいた区民の声は、迅速かつ的確に対応するとともに、区の対応や考え方の要旨とともに四半期ごとに公表しています。

令和6年度の区民の声の受付件数は3,478件と、ここ5年間で最多の件数となりました。

近年では、区民の関心の高い新規事業や港区に関する報道への反応など、短期間に多数の御意見が寄せられる傾向が見られます。集中的に寄せられる区民の声については、四半期ごとの公表を待たずに速やかに区ホームページで区の考え方や方針を公表するなど、広聴制度の透明性の確保に努めています。

また、令和5年4月に子ども基本法が施行されたことに伴い、子どもの声をより区政に反映していくため、令和6年4月からは子ども向けにデザインした広聴ツールを活用した「子ども版広聴」の受付を開始しました。

このほか、広聴の通年の活動としては、区長と区政を語る会、区政モニター及び区民意見募集（パブリックコメント）など、区民の御意見を伺う様々な取組も継続的に行っております。

このたび、港区の令和6年度の広聴活動についての事業概要「港区の広聴」を取りまとめました。本書を基に、区に寄せられた区民の声から区政に反映すべき課題を抽出し、課題を先取りした施策の実現につなげてまいります。

令和7年8月

港区企画経営部政策広聴担当

目 次

区民の声をお寄せください	1
概要版	2
1 区民の声の概要	
（1）令和2年度～令和6年度カテゴリ別比較	4
（2）年代別	5
（3）受付窓口別	6
（4）申立種別	7
（5）性質別	8
2 カテゴリ別区民の声	
（1）年代別	9
（2）受付窓口別	10
（3）申立種別	11
（4）性質別	12
3 集団広聴、調査広聴及び相談事業	
（1）区長と区政を語る会	13
（2）区政モニター	13
（3）区民意見募集（パブリックコメント）	16
（4）相談事業	17
4 区民の声センターの実績	
（1）区民の声の受付	18
（2）総合案内	18
（3）コールセンター	19
（4）電話交換	19

5 区政に関する御意見と区の対応

(1) 暮らし・手続き

①データ	20
②区民の声の要旨	20

(2) 防災・生活安全

①データ	24
②区民の声の要旨	25

(3) 健康・福祉

①データ	29
②区民の声の要旨	29

(4) 子ども・家庭・教育

①データ	33
②区民の声の要旨	34

(5) 環境・まちづくり

①データ	37
②区民の声の要旨	37

(6) 産業・文化・観光

①データ	41
②区民の声の要旨	41

(7) 区政情報

①データ	44
②区民の声の要旨	44

(8) その他

①データ	47
②区民の声の要旨	47

広聴・相談活動沿革	48
-----------	----

広聴制度に関わる規定	50
------------	----

※百分率(%)の表記について

本書の本文、表及びグラフ中の百分率(%)については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

区民の声をお寄せください

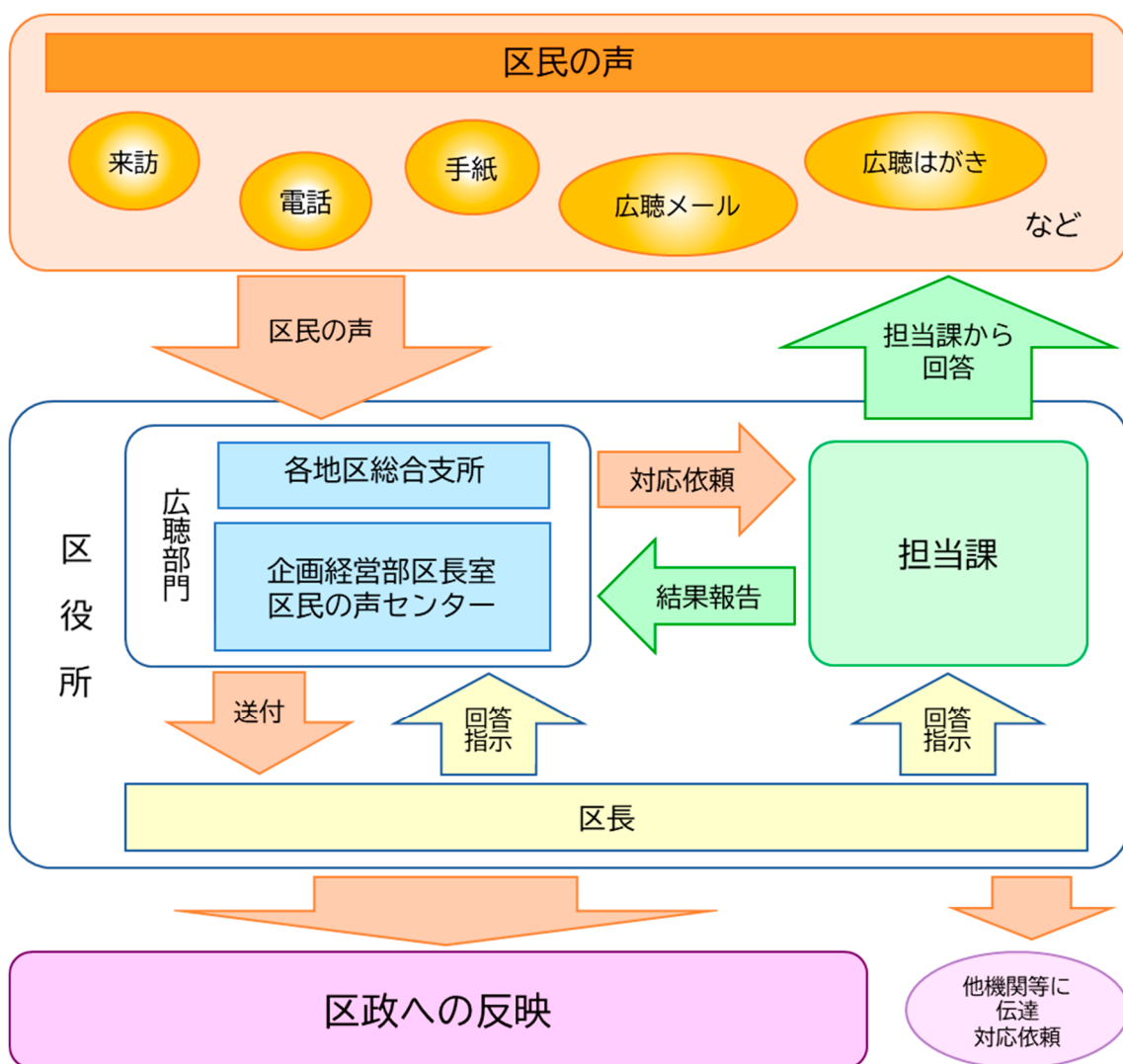
区では、開かれた透明性の高い区政の推進、区民参画の推進のために、皆様から区政に対する様々な御意見・御提案等をいただき、信頼される区政の実現をめざすとともに区政運営の参考とさせていただきます。

回答が必要なものについては、担当課からメール、電話、面会その他適切な方法により、原則14日以内に回答することとしています。

また、担当課では具体的な対応や今後の区政運営の参考にするなど、施策に反映するよう努めます。

なお、区民の声は、個人情報に関する内容等を除き、原則として御意見・御提案の内容と区の対応・考え方の要旨等を区のホームページ等で公開しています。

【御意見・御提案等に対する回答までの流れ】

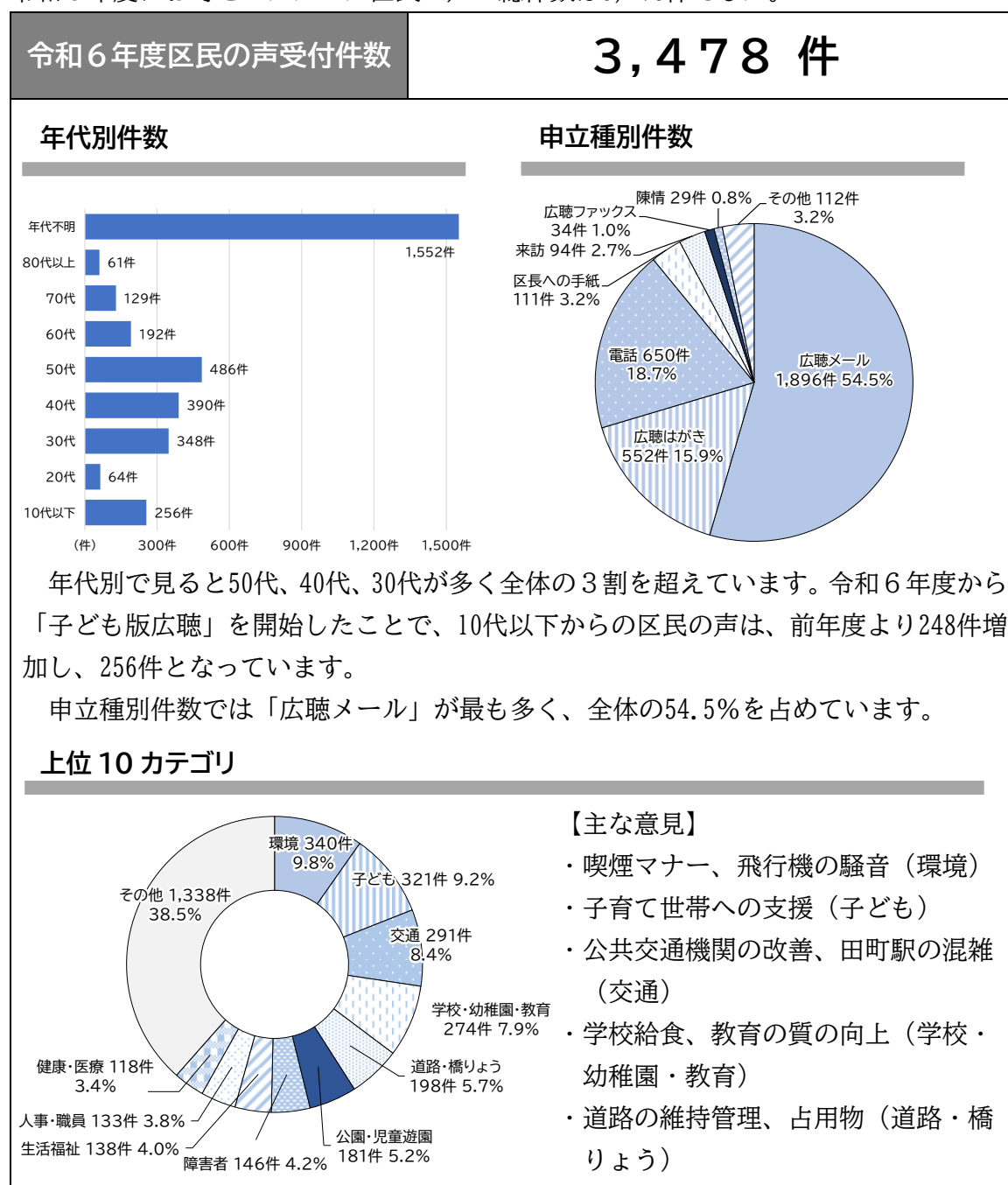


港区の広聴 令和7年度（2025年度）版 事業概要 概要版

区では、開かれた透明性の高い区政の推進、区民参画の推進のために、皆様から区政に対する様々な御意見・御提案等をいただき、信頼される区政の実現をめざすとともに区政運営の参考とさせていただきます。

1. 個別広聴（区民の声）

区民の声は、来訪、電話、広聴はがき、広聴ファックス及び広聴メール等で受け付けており、令和6年度にお寄せいただいた区民の声の総件数は3,478件でした。



2. 集団広聴、調査広聴及び相談事業

令和6年度実績

集団広聴	区長と区政を語る会	各総合支所において、区長が施政方針で掲げる5つの重点施策をテーマに実施 ・芝：DX・区役所改革「頼れる便利なオープン区役所」～行かなくていい区役所へ 窓口はより手厚く～ ・麻布：誰ひとり取り残さない「健康・福祉・共生都市」～外国人と日本人が相互に理解し合える社会～ ・赤坂：世界一幸せな「子育て・教育都市」～国際都市ならではの教育環境づくりに期待すること～ ・高輪：確実に命を守る「リアル防災都市」～マンションの防災力の向上～ ・芝浦港南：アート・環境・経済「持続可能な先進都市」～水辺を向いたまちづくり～
	区政モニター	一般公募による区政モニター（30名） ・区長との懇談を含むモニター会議と施設見学会（各2回実施） ・区政に関するアンケート協力（アンケート協力員704名）
調査広聴	（パブリックコメント） 区民意見募集	12件の区民意見募集を実施 ・うち意見数が多かった上位3事例 港区教育大綱（意見数104件） 南麻布三丁目障害者グループホーム等整備計画（素案）（意見数49件） 港区教育ビジョン（素案）（意見数47件）
相談事業	法律相談	区民等の法律的諸問題に対して弁護士が指導助言 電話やオンラインによる相談受付のほか、毎週水曜日夜間相談枠の拡大、英語通訳及び手話通訳による相談や相談予約のオンライン受付を実施 ・相談件数1,715件
	法律講座	日常生活に必要な基礎的な法律知識を得るための区民向け講座を年2回実施 ・テーマ：知っておきたい！相続の基本 ：知っておきたい！事故に遭遇した時の対処法

1 区民の声の概要

令和6年度にお寄せいただいた区民の声の総件数は、前年度より555件増加し、3,478件でした。そのうち、もっとも多いカテゴリは、「環境」340件、以下、「子ども」321件、「交通」291件、「学校・幼稚園・教育」274件、「道路・橋りょう」198件の順に続いています。この上位5カテゴリの件数は1,424件で、全体の40.9%を占めています。

(1) 令和2年度～令和6年度カテゴリ別比較

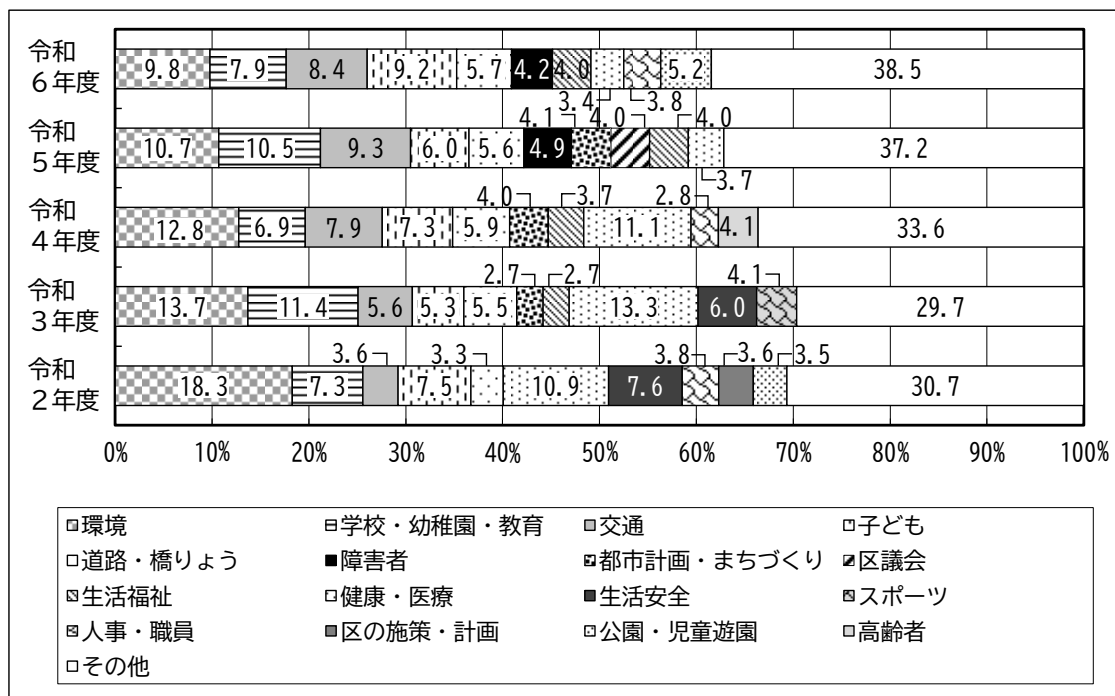
【上位10カテゴリ件数】

(単位：件)

年度	環境	子ども	交通	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	公園・児童遊園	障害者	生活福祉	人事・職員	健康・医療	その他	総件数
令和6年度	340	321	291	274	198	181	146	138	133	118	1,338	3,478
年度	環境	学校・幼稚園・教育	交通	子ども	道路・橋りょう	障害者	都市計画・まちづくり	区議会	生活福祉	健康・医療	その他	総件数
令和5年度	313	307	272	176	165	143	120	117	116	108	1,086	2,923
年度	環境	健康・医療	交通	子ども	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	高齢者	都市計画・まちづくり	生活福祉	人事・職員	その他	総件数
令和4年度	366	317	227	209	197	169	118	114	105	81	964	2,867
年度	環境	健康・医療	学校・幼稚園・教育	生活安全	交通	道路・橋りょう	子ども	スポーツ	都市計画・まちづくり	生活福祉	その他	総件数
令和3年度	440	426	364	194	180	175	170	132	88	87	951	3,207
年度	環境	健康・医療	生活安全	子ども	学校・幼稚園・教育	人事・職員	交通	区の施策・計画	公園・児童遊園	道路・橋りょう	その他	総件数
令和2年度	631	375	262	260	251	130	125	123	120	114	1,057	3,448

【上位10カテゴリ構成比】

(単位：%)



(2) 年代別

年代別で見ると、50代（486件）、40代（390件）、30代（348件）からの区民の声が上位を占める一方で、年代不明（1,552件）が全体の44.6%を占めています。

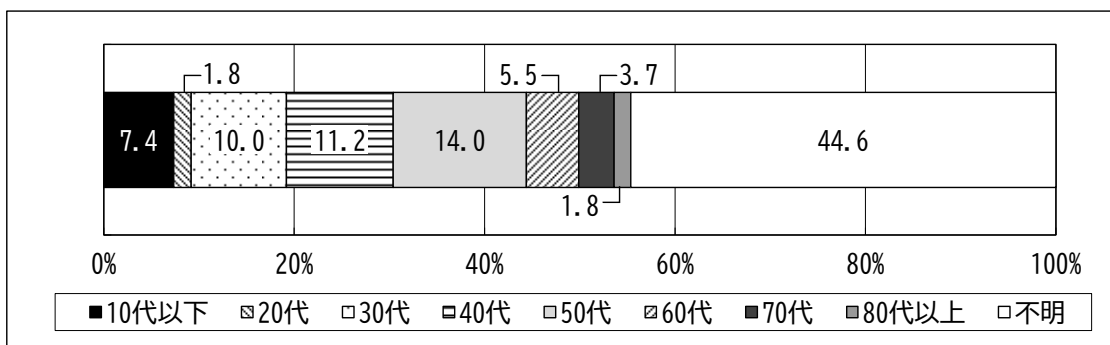
10代以下からの区民の声は、前年度より248件増加し、256件となりました。

【年代別件数】 （単位：件）

年代	計
10代以下	256
20代	64
30代	348
40代	390
50代	486
60代	192
70代	129
80代以上	61
年代不明	1,552
計	3,478

【年代別構成比】

（単位：％）



(3) 受付窓口別

区民の声は、港区の広聴部門である各総合支所管理課及び企画経営部区長室で受け付けています。

令和6年度の区民の声を受付窓口別で見ると、企画経営部区長室を受付窓口とするもの(2,315件)が、全体の66.6%を占めています。

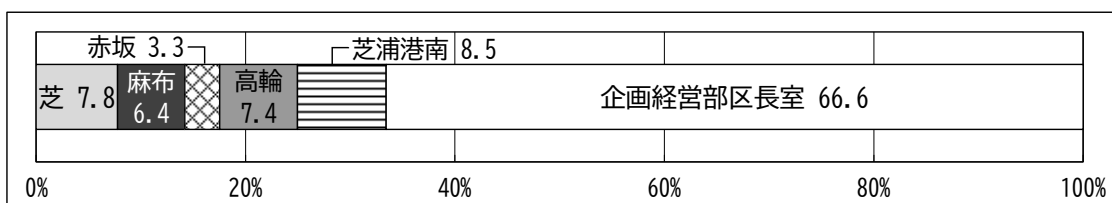
【受付窓口別申立種別件数】

(単位：件)

受付窓口	来訪	電話	陳情	広聴はがき	区長への手紙	広聴ファックス	広聴メール	その他	計
芝地区総合支所	8	50	2	20	10	0	174	7	271
麻布地区総合支所	2	50	0	23	5	1	140	2	223
赤坂地区総合支所	3	21	1	12	0	0	76	3	116
高輪地区総合支所	15	29	2	31	6	0	172	3	258
芝浦港南地区総合支所	11	50	1	18	7	1	196	11	295
企画経営部区長室	55	450	23	448	83	32	1,138	86	2,315
計	94	650	29	552	111	34	1,896	112	3,478

【受付窓口別構成比】

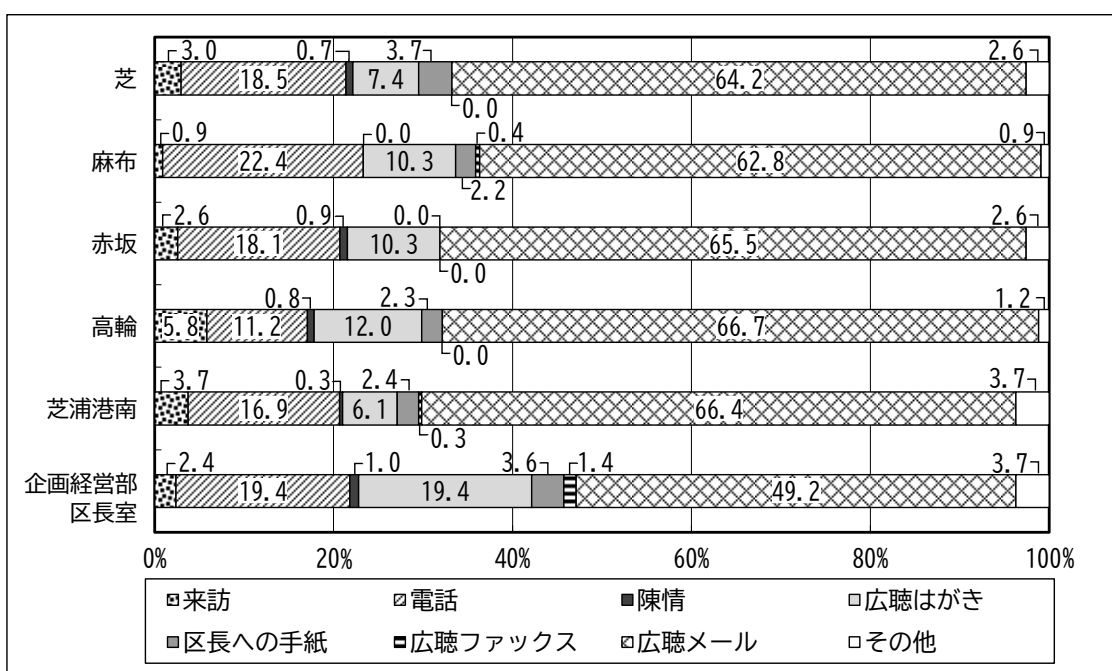
(単位：%)



また、受付窓口別に申立種別の構成比を見ると、全ての窓口で「広聴メール」が最も多くなっています。

【受付窓口別申立種別構成比】

(単位：%)



(4) 申立種別

区民の声は、来訪、電話、広聴はがき、広聴ファックス及び広聴メール等で受け付けています。

年度別の申立種別件数を比較すると、「広聴メール」による申立件数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延した、令和2年度に大幅に増加し、令和6年度も1,896件と引き続き高い傾向にあります。

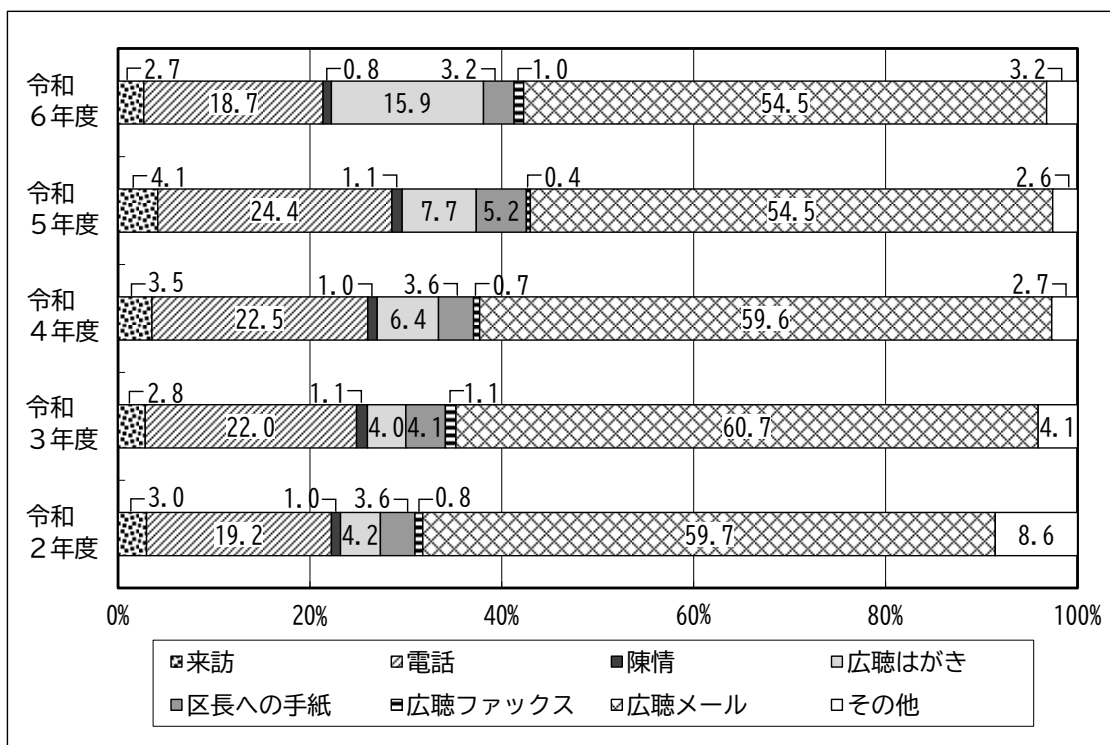
【年度別申立種別件数】

(単位：件)

申立種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来訪	103	91	101	121	94
電話	663	706	645	713	650
陳情	33	36	29	31	29
広聴はがき	144	129	183	226	552
区長への手紙	125	132	104	153	111
広聴ファックス	28	35	19	12	34
広聴メール	2,057	1,947	1,709	1,592	1,896
その他	295	131	77	75	112
計	3,448	3,207	2,867	2,923	3,478

【年度別申立種別構成比】

(単位：％)



(5) 性質別

年度別の性質別件数を比較すると、「要望・陳情」は新型コロナウイルス感染症の蔓延した令和2年度に大幅に増加し、令和3年度から令和6年度にかけても引き続き高い傾向にあります。

令和6年度の区民の声を性質別で見ると、「要望・陳情」(3,117件)が89.6%、「苦情」(207件)が6.0%で、この2つで全体の95.6%を占めています。

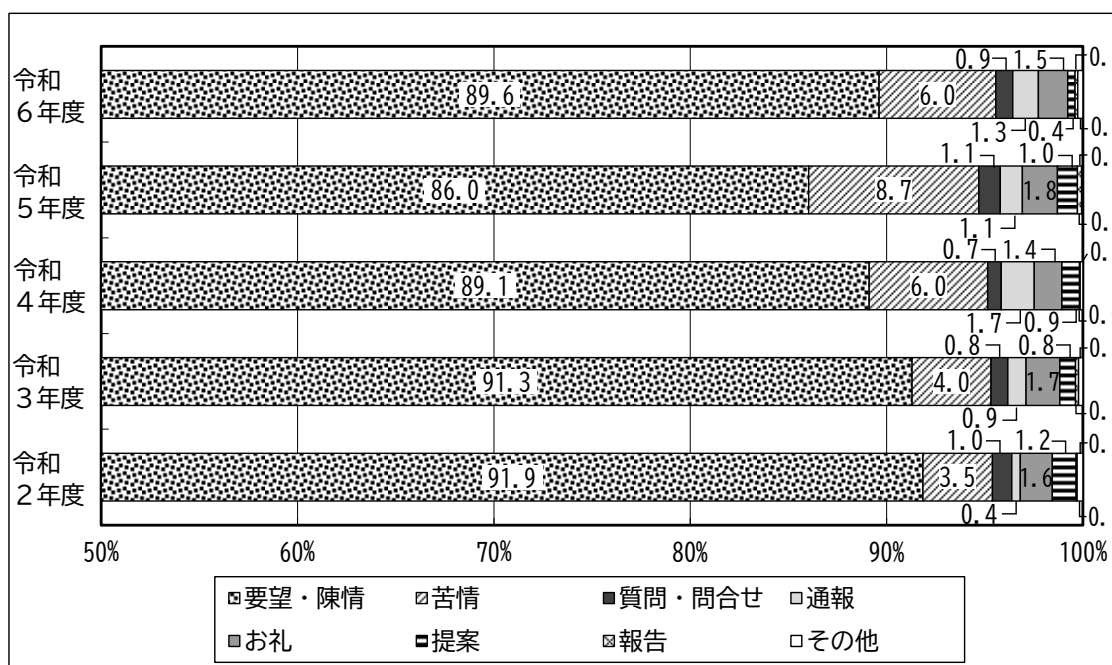
【年度別性質別件数】

(単位：件)

性質別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要望・陳情	3,167	2,928	2,555	2,515	3,117
苦情	122	129	173	253	207
質問・問合せ	34	27	20	32	30
通報	15	30	48	33	45
お礼	56	55	40	52	52
提案	42	26	26	30	13
報告	2	5	1	6	5
その他	10	7	4	2	9
計	3,448	3,207	2,867	2,923	3,478

【年度別性質別構成比】

(単位：%)



2 カテゴリー別区民の声

令和6年度にお寄せいただいた区民の声のうち、上位5カテゴリ「環境」「子ども」「交通」「学校・幼稚園・教育」及び「道路・橋りょう」の1,424件について整理しました。

(1) 年代別

上位5カテゴリについて年代別で見ると、40代（238件）、30代（208件）からの区民の声が上位を占める一方で、年代不明（554件）が全体の38.9%を占めています。

カテゴリ別で見ると、「子ども」では30代（87件）、40代（65件）が全体の47.4%、「学校・幼稚園・教育」では40代（67件）、10代以下（53件）が全体の43.8%を占めています。

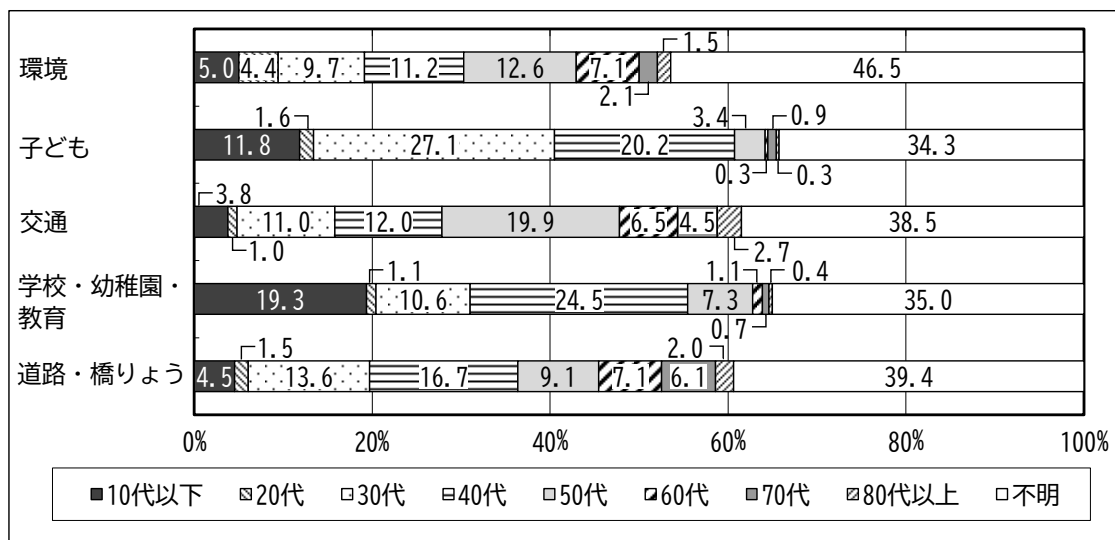
【上位5カテゴリ 年代別件数】

(単位：件)

年代	環境	子ども	交通	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	計
10代以下	17	38	11	53	9	128
20代	15	5	3	3	3	29
30代	33	87	32	29	27	208
40代	38	65	35	67	33	238
50代	43	11	58	20	18	150
60代	24	1	19	3	14	61
70代	7	3	13	2	12	37
80代以上	5	1	8	1	4	19
年代不明	158	110	112	96	78	554
計	340	321	291	274	198	1,424

【上位5カテゴリ 年代別構成比】

(単位：%)



(2) 受付窓口別

上位5カテゴリについて受付窓口別で見ると、全体の傾向と同様に、企画経営部
区長室を受付窓口とするもの（813件）が、全体の57.1%を占めています。

各地区総合支所を受付窓口とするものの中では、「環境」がもっとも多く、受付窓
口別で見ると、芝地区に多く寄せられています。

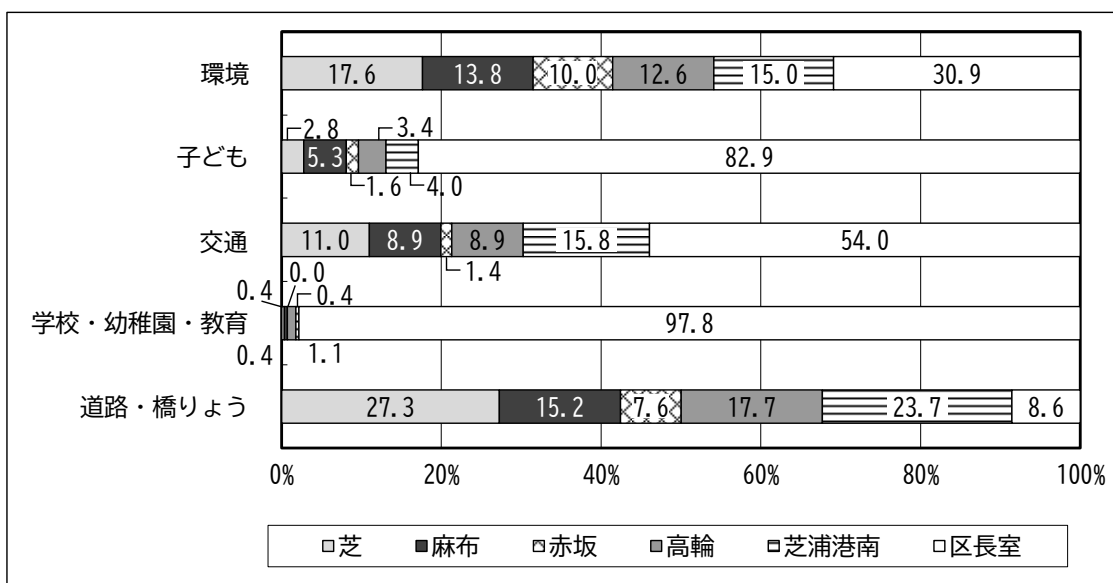
【上位5カテゴリ 受付窓口別件数】

(単位：件)

受付窓口	環境	子ども	交通	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	計
芝地区総合支所	60	9	32	1	54	156
麻布地区総合支所	47	17	26	1	30	121
赤坂地区総合支所	34	5	4	0	15	58
高輪地区総合支所	43	11	26	3	35	118
芝浦港南地区総合支所	51	13	46	1	47	158
企画経営部区長室	105	266	157	268	17	813
計	340	321	291	274	198	1,424

【上位5カテゴリ 受付窓口別構成比】

(単位：％)



(3) 申立種別

上位5カテゴリについて、申立種別で見ると、広聴メール（1,056件）による区民の声が多く、全体の74.2%を占めています。

カテゴリ別で見ると、全てのカテゴリで「広聴メール」による申立てが最も多くなっています。

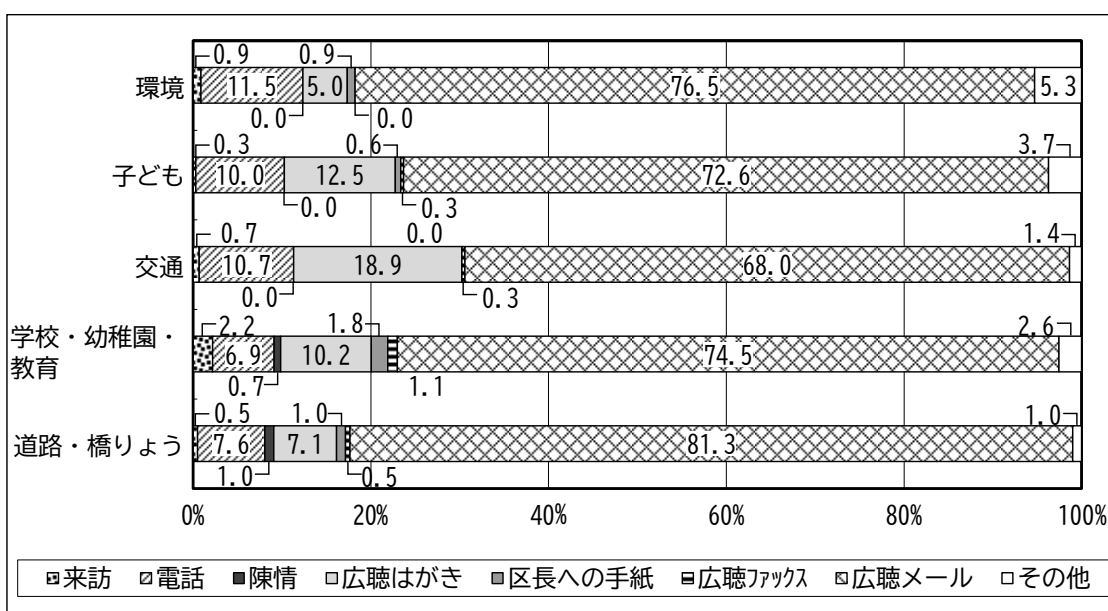
【上位5カテゴリ 申立種別件数】

(単位：件)

申立種別	環境	子ども	交通	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	計
来訪	3	1	2	6	1	13
電話	39	32	31	19	15	136
陳情	0	0	0	2	2	4
広聴はがき	17	40	55	28	14	154
区長への手紙	3	2	0	5	2	12
広聴ファックス	0	1	1	3	1	6
広聴メール	260	233	198	204	161	1,056
その他	18	12	4	7	2	43
計	340	321	291	274	198	1,424

【上位5カテゴリ 申立種別構成比】

(単位：%)



(4) 性質別

上位5カテゴリについて性質別で見ると、全体の傾向と同様に、「要望・陳情」(1,301件)が91.4%、「苦情」(63件)が4.4%で、「通報」(22件)が1.5%と続きます。

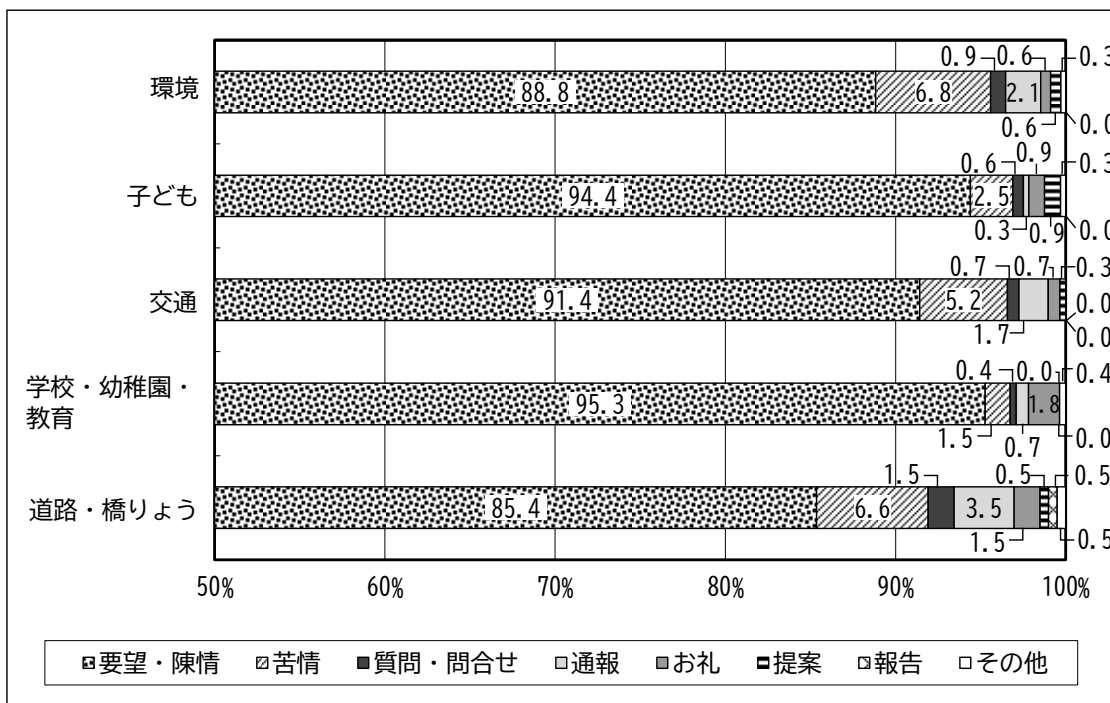
【上位5カテゴリ 性質別件数】

(単位：件)

性質	環境	子ども	交通	学校・幼稚園・教育	道路・橋りょう	計
要望・陳情	302	303	266	261	169	1,301
苦情	23	8	15	4	13	63
質問・問合せ	3	2	2	1	3	11
通報	7	1	5	2	7	22
お礼	2	3	2	5	3	15
提案	2	3	1	0	1	7
報告	0	0	0	0	1	1
その他	1	1	0	1	1	4
計	340	321	291	274	198	1,424

【上位5カテゴリ 性質別構成比】

(単位：%)



3 集団広聴、調査広聴及び相談事業

(1) 区長と区政を語る会

各総合支所において、区民と区長の懇談会を実施しています。

【令和6年度実績】

総合支所	開催日	テーマ	参加者数
芝地区	12月7日（土）	DX・区役所改革「頼れる便利なオープン区役所」 ～行かなくていい区役所へ 窓口はより手厚く～	9人
麻布地区	11月14日（木）	誰ひとり取り残さない「健康・福祉・共生都市」 ～外国人と日本人が相互に理解し合える社会～	14人
赤坂地区	12月14日（土）	世界一幸せな「子育て・教育都市」～国際都市なら では教育環境づくりに期待すること～	13人
高輪地区	11月18日（月）	確実に命を守る「リアル防災都市」～マンション の防災力の向上～	13人
芝浦港南地区	11月5日（火）	アート・環境・経済「持続可能な先進都市」～水辺 を向いたまちづくり～	15人
合 計			64人

(2) 区政モニター

区政モニター事業は、一般公募による区民及び区が住民基本台帳から無作為に抽出した区民の方に、区の施策や現状、課題などについて理解を深めていただき、活動を通して伺った御意見や御提案を区政運営に活用していくことを目的とした制度です。

令和6年度は、30人の方に1年間にわたり御協力をいただきました。

ア 活動内容

(ア) 区政モニター会議への出席

区政モニター活動を行う上での参考としていただくため、区の施策、区政の現状や課題などをお知らせする会議に出席していただきます。

(イ) 施設見学会への出席

区立施設等を見学し、区政への理解を深めていただくとともに、見学した施設の運営や区の施策などについて御意見や御感想を伺います。

(ウ) 区政モニターアンケート

区の施策や区政の現状、課題などをテーマとしたアンケート調査に回答いただきます。

(エ) 区政モニター随時報告

活動期間中、日頃の生活の中で感じた区政に対する御意見、御提案等を随時お寄せいただきます。

イ 活動実績

(ア) 区政モニター会議

	開催日	内容
第1回	令和6年5月9日（木）	区長との懇談 令和6年度港区予算概要について
第2回	令和7年3月24日（月）	区長との懇談 港区の新技术活用事業について 区政モニター活動報告

(イ) 施設見学会

	開催日	見学先
第1回	令和6年7月31日（水）	港清掃工場
第2回	令和7年1月23日（木）	港区立郷土歴史館 がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）

※第2回は、施設見学会と併せて区ホームページのテスト操作を実施

(ウ) 区政モニターアンケート

テーマ	港区の水辺の活性化について 港区の保養施設事業について 港区の多文化共生施策について 港区のオンライン申請について 港区のキャッシュレス化について 港区の公共施設（建物）について 港区の広報・広聴活動について
実施期間	令和6年10月15日～令和6年10月28日
アンケートの概要	<港区の水辺の活性化について> 海や運河などの水辺に着目し、多くの人が親しめる空間を創出するため、皆様が水辺に関して感じていること、必要な取組等について、御意見をお伺いしました。 <港区の保養施設事業について> 今後の区民保養施設の運営に当たり、皆様の区民保養施設の御利用の状況や、区民保養施設に求めるもの、今後の区民保養施設の在り方について、御意見をお伺いしました。 <港区の多文化共生施策について> 地域における国際化や外国人とのコミュニケーション等に関して御意見を伺い、今後の地域における国際化・多文化共生施策推進の参考とさせていただきます。 <港区のオンライン申請について> より使いやすい電子申請サービスや処分通知（区からの交付物）等のオンライン化等の実現に向け、皆様から行政手続のオンライン化に対する御意見・御提案等をいただき、区政運営の参考とするため、区におけ

	る行政手続のオンライン化について、どのような印象をお持ちか伺いました。 <港区のキャッシュレス化について> 今後、より利用しやすいキャッシュレス環境を整備するため、皆様から行政手続のキャッシュレス化に対する御意見・御提案等をいただき、区政運営の参考とさせていただくため、区における行政手続のキャッシュレス化について、どのような印象をお持ちか伺いました。 <港区の公共施設（建物）について> より効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進していくため、皆様から公共施設（建物）について感じている思いや御意見を伺い、今後の取組の参考にさせていただきました。 <港区の広報・広聴活動について> 港区では、広報みなとや区ホームページをはじめ、ケーブルテレビやX（旧Twitter）、LINEといったSNSやデジタルサイネージ等、多様な手段を活用して区政情報を発信しています。また、開かれた透明性の高い区政の推進、区民参画の推進のために、皆様から区政に対する御意見・御提案等をいただき、信頼される区政の実現をめざすとともに区政運営の参考とさせていただいています。 区から発信される区政情報の状況や、区への意見や提案の伝えやすさ等について、どのような印象をお持ちか調査を実施しました。
--	--

※調査結果については、「令和6年度(2024年度)区政モニターアンケート調査報告書」参照

URL：<https://www.city.minato.tokyo.jp/kouchou/kuse/chosa/yoronchosa/enquete.html>

(3) 区民意見募集（パブリックコメント）

区民意見募集（パブリックコメント）は、区の施策や検討段階の計画等を区民の皆様にお知らせするとともに、広く区政に対する区民の皆様の御意見や御提案をいただき、区政運営に生かすものです。

いただいた御意見等は、御意見等に対する区の考え方と合わせて公表しています。

なお、区民意見募集（パブリックコメント）の周知は、広報みなと等で行い、素案等は、意見募集期間に、港区ホームページ「施策・計画に対するご意見」や担当課、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各総合支所及び各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）で御覧いただけます。

【令和6年度実績】

（単位：件）

No.	件 名	意見募集期間	担当課	意見 件数
1	南麻布三丁目障害者グループホーム等整備計画（素案）	令和6年9月10日から 令和6年10月10日まで	保健福祉課	49
2	赤坂中地区まちづくりガイドライン（素案）	令和6年9月26日から 令和6年10月25日まで	都市計画課	12
3	港区教育ビジョン（素案）	令和6年11月1日から 令和6年12月5日まで	教育長室	47
4	港区教育大綱（素案）	令和6年11月1日から 令和6年12月5日まで	企画課	104
5	港区子ども・若者・子育て総合支援計画（素案）	令和6年11月29日から 令和7年1月6日まで	子ども政策課	34
6	港区社会的養育推進計画（素案）	令和6年11月29日から 令和7年1月6日まで	児童相談課	7
7	港区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（素案）	令和6年12月2日から 令和7年1月9日まで	建築課	2
8	港区耐震改修促進計画（令和7年3月一部改定）（素案）	令和6年12月2日から 令和7年1月9日まで	建築課	1
9	港区再犯防止推進計画（素案）	令和6年12月25日から 令和7年1月23日まで	防災課	5
10	令和7年度（2025年度）港区食品衛生監視指導計画（素案）	令和7年1月14日から 令和7年2月14日まで	生活衛生課	0
11	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）	令和7年2月3日から 令和7年3月4日まで	芝地区総合支所 区民課	0
12	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）	令和7年2月3日から 令和7年3月4日まで	税務課	0
合 計				261

(4) 相談事業

ア 法律相談

区民等が日常生活で直面する法律的諸問題の相談に、弁護士が専門的な立場から指導助言を行います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と相談者の利便性向上のために開始した電話相談（令和3年1月開始）やオンラインによる相談（令和3年10月開始）のほか、毎週水曜日の夜間相談、英語通訳や手話通訳による相談（令和4年9月開始）、相談予約のオンライン受付（令和6年2月開始）を実施しています。

法律相談は、毎週月・金曜日の午後1時から4時まで、水曜日は午後1時から4時まで及び午後5時から7時まで実施しています。

【年度別相談種別件数】

（単位：件）

相談種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭生活	360	432	482	484	603
消費・金銭	46	60	84	81	74
しごと	75	102	133	109	130
くらし	23	57	50	43	47
生活環境	6	9	8	10	12
交通事故	20	18	50	28	19
すまい	305	408	454	392	445
その他	178	287	261	344	385
計	1,013	1,373	1,522	1,491	1,715

※その他：保証（債務）、損害賠償、訴訟等

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月8日～5月31日は、法律相談を休止しました。

※令和4年9月から、毎週水曜日の午後5時～7時の夜間相談を開始しました。

イ 法律講座

日常生活に必要な基礎的な法律知識を得るための区民向け講座を年2回実施しています。

【法律講座実績】

実施日	テーマ	参加者数
令和7年1月20日（月）	知っておきたい！相続の基本	40人
令和7年2月20日（木）	知っておきたい！事故に遭遇したときの対処法	10人

4 区民の声センターの実績

(1) 区民の声の受付

区役所3階の区民の声センターでは、傾聴スキルや接遇スキルをもったコミュニケーション（受付員）が、区民の声（来訪、電話、広聴メール、広聴はがき、区長への手紙、陳情等）を傾聴し、広聴業務の初期対応とその後の事務処理を行うとともに、区が実施する法律相談の受付や運営管理を行っています。

申立種別件数を見ると、広聴メール（1,961件）が39.6%、電話（1,756件）が35.5%で、全体の75.1%を占めています。

ただし、電話による受付件数には、法律相談の予約など簡易な問合せ等の件数（1,112件）が含まれているため、区民の声の受付件数は、644件（13.0%）となります。

【区民の声センター 月別申立種別件数】

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来訪	簡易な問合せ	12	9	10	16	12	15	13	7	5	20	11	10	140
	区民の声	5	7	7	3	6	4	3	3	8	4	6	4	60
電話	簡易な問合せ	75	77	68	100	109	111	116	102	98	82	88	86	1,112
	区民の声	41	57	66	69	56	55	75	47	50	25	53	50	644
広聴メール		162	136	155	193	152	146	143	131	119	246	192	186	1,961
広聴ファックス		0	2	0	7	1	2	8	1	0	0	0	3	24
陳情		0	0	0	0	0	0	11	8	2	0	1	1	23
区長への手紙等		36	112	82	250	218	74	41	28	28	38	24	54	985
計		331	400	388	638	554	407	410	327	310	415	375	394	4,949

(2) 総合案内

区役所1階の総合案内では、窓口に来訪した来庁者の用件をお伺いし、日本語及び英語で円滑かつ効率的な案内及び誘導を行っています。また、令和7年2月に設置した多言語翻訳機能を備えた透明ディスプレイを活用し、約120言語に対応しています。

【月別受付件数】

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	2,559	2,508	2,572	2,829	2,275	2,343	2,872	2,410	2,384	2,400	2,453	2,942	30,547

(3) コールセンター

区役所庁舎外に設置する港区コールセンター（みなとコール）では、区民等からの電話、メール及びファックスによる問合せや区事業の参加申込受付等に日本語と英語で対応しています。

問合せはほぼ電話によるもので、全体の86.2%を占めています。

【月別種別受付件数】

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	1,530	1,786	1,550	1,579	1,471	2,176	1,750	2,058	1,719	1,355	1,741	1,241	19,956
メール	0	1	0	1	0	0	2	1	1	0	1	1	8
ファックス	293	305	483	247	221	200	214	383	211	176	224	231	3,188
計	1,823	2,092	2,033	1,827	1,692	2,376	1,966	2,442	1,931	1,531	1,966	1,473	23,152

(4) 電話交換

区役所及び各総合支所の代表電話を年間220,392件受け付け、本庁舎内及び各総合支所等の業務担当課・係・担当へつないでいます。

【月別転送件数】

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本庁舎	8,864	10,136	14,892	12,856	10,579	9,614	10,873	8,798	8,385	8,757	9,165	9,694	122,613
芝	5,266	5,639	4,823	5,073	3,968	3,576	4,232	4,084	3,639	4,180	3,935	4,637	53,052
麻布	1,200	1,044	1,015	1,173	1,052	1,107	1,163	1,019	1,091	1,002	1,088	1,339	13,293
赤坂	875	827	797	833	738	712	870	746	732	736	754	898	9,518
高輪	1,152	1,099	1,058	1,142	993	979	1,110	1,007	950	924	983	1,114	12,511
芝浦港南	880	916	779	868	726	769	830	755	676	728	694	784	9,405
計	18,237	19,661	23,364	21,945	18,056	16,757	19,078	16,409	15,473	16,327	16,619	18,466	220,392

5 区政に関する御意見と区への対応

お寄せいただいた区民の声は、個人情報に関する内容等を除き、原則として御意見・御提案の内容と区への対応・考え方の要旨等を区のホームページ等で公表しています。区民の声の公表は原則として四半期ごとに行い、公表した区民の声は、区のホームページで御覧いただけます。

令和6年度にお寄せいただいた区民の声と区への対応・考え方の一部をカテゴリ別に紹介します。なお、ここで紹介する区民への対応・考え方は、区民の声が寄せられた当時のものであり、その後の状況変化により変わっている場合があります。

(1) 暮らし・手続き

①データ

【カテゴリ別件数（暮らし・手続き）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	届出・登録・証明	56
2	区役所庁舎	55
3	動物・ペット	51
4	ごみ・リサイクル	45
5	平和	32
6	税金	26
7	保険・年金	24
8	食品・環境衛生	24
9	人権・男女平等参画	16
10	区民保養施設	14
11	消費生活	9
12	区民センター	5
13	その他施設	3
14	就労・労働	0
合 計		360

②区民の声の要旨

件名	芝浦港南支所区民課窓口について
分類	暮らし・手続き－届出・登録・証明－証明書の取得
意見等の内容	芝浦港南支所の住民票などを取りに行く窓口がいつも混んでいて、40分以上待たされます。平日、仕事の途中にしか来ることができないのに、本当にいつも待たされます。順番待ちの人がたくさんいるので、と窓口の人は言うけれど、人がまばらにしかいなくても待たされています。ほかの支所ではこれほど待たされることはなかったと思う。順番待ちの人みんなお仕事の人なのか、待っている時の表情がイライラ、ソワソワしているのが分かります。毎回この状態なので、是非改善してほしい。

区の対応	証明書の交付に際し毎回お待たせしてしまい申し訳ございません。 証明書の交付に当たっては、誤交付を防止するため交付までに複数人による内容確認を行っております。 そのため、特に昼の時間帯や混雑状況等によりお待ちいただく時間が長くなる可能性があります。 今回いただいた御意見については、窓口業務に係る職員に周知するとともに、迅速かつ正確な事務処理に引き続き努めてまいります。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。
担当課	芝浦港南地区総合支所区民課

件名	マイナンバーカードの受取について
分類	暮らし・手続き－届出・登録・証明－マイナンバー制度
意見等の内容	マイナンバーカードの受取が平日のみで、有休を取らざるを得ない状況は不便です。以前は休日対応もあったと聞いています。なぜ平日限定なのですか、改善策はありますか。
区の対応	日頃からマイナンバーカード事務に御理解をいただきありがとうございます。 マイナンバーカードの交付については各地区総合支所区民課窓口の開庁時間（平日 8 時 30 分から 17 時まで、水曜日は窓口延長の 19 時まで）で業務を行っています。平日昼間に来庁が難しい方に向けては毎週水曜日の窓口延長時間内での交付を行っています。 令和 3 年から令和 4 年にかけて国が実施したマイナポイント事業の際には、マイナポイントの申請期限があり、期限までに申請できるようにマイナンバーカードの交付を行う必要があったため、国からの協力要請による交付推進として、土曜又は日曜に臨時開庁し交付を行いました。 今後とも、窓口業務における区民サービスのより一層の向上に取り組んでまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。
担当課	芝地区総合支所区民課

件名	カウンターの椅子が重い
分類	暮らし・手続き－区役所庁舎－総合支所・分室
意見等の内容	高輪地区総合支所の 4・5 階は椅子が重いです。麻布地区総合支所はキャスター付きで快適でした。私は高齢者ではありませんが、力が弱く椅子の出し戻しに苦労しています。改善の余地があるのなら検討いただきたく、要望いたします。
区の対応	御指摘いただきましたとおり、5 階区民課のカウンター椅子は、購入から年数を経過し老朽化していたこともあり、待合所に設置しているソファと一緒に令和 7 年 3 月中旬に入替えを行いました。 新しいカウンター椅子は、キャスターは付いておりませんが、椅子自体が回転するため、椅子を引かずに容易に座ることができるようになりました。 また、カウンター椅子と待合ソファには、ひじ掛けが付いておりますので、座ったり立ち上がった際にひじ掛けに手を置き、体を支えながら動作に移ることができるようになりました。 なお、4 階管理課、協働推進課、まちづくり課の椅子については、現時点では入替えの予定はございませんが、適切な時期に検討してまいります。

	今後も、来庁された皆様が、気持ち良く施設を御利用いただけるよう環境を整えるとともに、職員の接客向上に努めてまいります。
担当課	高輪地区総合支所管理課 区民課

件名	犬（散歩）の管理について
分類	暮らし・手続きー動物・ペットーペット
意見等の内容	大型犬の糞害が深刻です。保健所のステッカー掲示も効果が薄く、道路を占拠する散歩グループも問題です。今後の外国人増加も踏まえ、行政としてマナー啓発や指導などの対策を講じてください。
区の対応	区では、犬の散歩マナー（糞の持ち帰りや尿対策のための水を持ち歩くこと）を促す取組として、マナープレートの設置、ドッグパスポートやマナーブック等のパンフレット配布、広報番組やパネル展示、犬のしつけ方セミナーなどによる啓発を行っています。御意見いただいた場所について、職員が現場確認を行ったところ、犬の糞を確認することができたため、当該場所付近に飼い主に向けたマナープレート（多言語表記）を設置しました。 また、一定期間、青色防犯パトロールによる巡回を行ったところ、飼い主が糞を放置した瞬間は確認できませんでしたが、飼い主がリードを伸ばした状態で集まり、通行が妨げられている状態を確認できました。引き続き、当該場所での散歩マナーについて注視するとともに、マナーを守っていない人を見かけた際は、職員や区内を巡回する青色防犯パトロール隊員による注意喚起を行ってまいります。今後もお気付きの点がございましたら御相談ください。
担当課	芝地区総合支所協働推進課

件名	六本木の放置ごみについて
分類	暮らし・手続きーごみ・リサイクルーごみの収集
意見等の内容	六本木駅周辺や脇道に放置された異臭を放つごみが不衛生で、害虫やネズミの温床となっている。清掃の手抜きは日本の清潔な印象を損なう恐れがある。住民・観光客双方に悪影響があり、SNSで拡散される可能性もあるため、港区は他区を参考に条例を整備し、早急に対応すべきである。
区の対応	令和4年4月から、六本木では早朝の時間帯にごみ拾いを中心とした清掃活動を業務委託により実施しており、環境美化の更なる推進に取り組んでいます。また、地域環境美化に配慮した取組として、六本木安全安心憲章に基づくキャンペーン活動としてごみのポイ捨てを含むルール違反ゼロを目指す啓発活動や清掃活動を実施するほか、地域住民、事業者及び関係機関により定期的に清掃活動が行われており、区も清掃用具を貸与するなどの支援をしています。今後とも、六本木地域の美化に向けた取組を進めてまいります。
担当課	麻布地区総合支所協働推進課

件名	世界平和について（子ども広聴）
分類	暮らし・手続きー平和ー平和
意見等の内容	わたしたちがすんでる日本はめぐまれているけれど、ほかのくに、インドやウクライナやロシアではおかねがなくて病気になったり、ろじょうでねているひとがいます。せかいじゅうがへいわになってほしいです。

区の対応	港区では、世界がずっと平和であることと核兵器をなくすことを願って、港区平和都市宣言をしています。平和ってどのような事だろう、平和になるにはどうしたらいいのだろう、という事をみんなで考えられるように「平和展」や「平和のつどい」を毎年行っています。 平和展では、東京や港区が被害にあった戦争の様子の写真や戦争の時に使っていたヘルメットや軍靴などを展示するほか、ウクライナの子どもたちが平和を願って描いた絵を展示しています。 平和のつどいでは、広島市や長崎市へ行って原爆の被害にあったことを勉強した、中学生や平和青年団の高校生が平和への思いを伝えています。 戦争による被害や悲しかった思いを知ってもらい、これからも世界が平和になるために一緒に考えていきたいと思います。
担当課	総務部人権・男女平等参画担当

件名	住民税の支払方法について
分類	暮らし・手続き－税金－納税
意見等の内容	特別区民税・都民税の特別徴収の納付方法について、他区ではペイジーやコンビニ対応を行っているところもあるが、港区では郵便局か銀行支払になっており大変不便である。ペイジーやインターネットでの支払を是非できるように検討してほしい。最低でもコンビニ払いができるようにしてほしい。できるだけ早期の改善を求める。
区の対応	特別徴収分の納付につきましては、コンビニエンスストアで取り扱うことができる1回あたりの納付上限額が30万円とされており、特別徴収分は1回あたりの納付額が30万円を超えるケースも多いことから、コンビニエンスストアでの納付には対応しておりません。 一方、地方税ポータルシステム（eLTAX）における共通納税システムを経由した納付は、インターネットバンキングやクレジットカード、ペイジーなど、様々な支払方法が選択可能となっており、時間や場所を選ばずに納付していただくことが可能です。区では、特別徴収の納付はこちらの活用を推進しております。
担当課	産業・地域振興支援部税務課

件名	マイナンバーカードへの保険証統合
分類	暮らし・手続き－保険・年金－国民健康保険
意見等の内容	マイナンバーカードの各種不備が報告されているのに改善もされずに保険証統合だけは遂行されることに不安しかありません。
区の対応	マイナンバーと健康保険証の紐づけ誤りへの対応として、国を通して、全保険者による点検作業を行い、医療保険者の中間サーバーに登録されている全データについて住民基本台帳情報と照合して一定の不一致があった場合は、閲覧停止措置を講じるなど、令和6年4月までに確認作業を実施いたしました。また、新規の紐づけ誤りを防止する取組として、令和5年6月、資格取得の届出時に、被保険者の個人番号等の記載を法令上義務化するとともに、令和6年5月7日以降、保険者が資格情報を登録する際は、全てのデータについて住民基本台帳情報との照合する仕組みが導入されるなど、マイナンバーカードの健康保険証利用について安全な制度運用が図られています。マイナンバーカードと健康保険証との統合（一体化）につきましては、御理解くださるようお願いいたします。
担当課	保健福祉支援部国保年金課

件名	ネズミの駆除
分類	暮らし・手続きー食品・環境衛生ー害虫・駆除
意見等の内容	港区だけではなくとは思いますが、芝地域でも、商店街や飲食店周辺、道でもネズミが散見されます。ごみを求めてという感じです。大量のネズミがボトボト落ちていくようなネズミトラップなど各所に設置して駆除を進めてください。不潔極まりないです。ネズミや害虫が発生しづらい、増殖しづらい環境をもっと整えて生活しやすい街並みを実現してほしいです。ごみ周辺は対策が急務です。夜はやたりますよ。緊急レベルです。これにはルール設定で解決できると思います。 また、駅周辺でハトに餌を撒く人を捕まえるべき。是非本気で取組をお願いします。
区の対応	1 ネズミの駆除について 港区ではネズミ対策として、特に重要な餌となる生ごみの管理を中心に、餌を取らせない、侵入させない、隠れ場所を作らないの3原則による環境的防除の啓発を進めています。地域の各町会や建築物管理者へのネズミ対策のチラシの配布を実施するとともに、個別の苦情相談に関しては、実地調査や防除方法の助言を行っています。今後も御指摘の地域のネズミ対策に取り組んでまいります。 2 駅周辺のハトについて 港区では、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例を改正し、令和5年4月1日より、餌やりによって集まる動物の糞、鳴き声等の被害をなくし、環境美化を推進する取組を強化いたしました。 御意見をいただきました駅周辺のハトについてですが、以前からハトへ給餌する人がいるとの御意見をいただいております、みんなとパトロール（通称：青パト）による巡回パトロールを行っております。職員による現地調査も行いましたが、給餌者の発見はできておりません。今後も、巡回パトロールを継続し、餌やり行為を発見した際には、注意喚起を行ってまいります。 今後も引き続きハトの餌やり・糞害防止対策に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
担当課	みなと保健所生活衛生課 芝地区総合支所協働推進課

(2) 防災・生活安全

①データ

【カテゴリ別件数（防災・生活安全）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	防災・災害対策	87
2	生活安全	85
合 計		172

②区民の声の要旨

件名	止水板助成金の要望
分類	防災・生活安全－防災・災害対策－防災
意見等の内容	昨夕のゲリラ豪雨に際し、麻布地区の浸水被害が顕著でした。古川の工事を何十年もやったのに、です。超高層ビル建築に際し下水管のインフラが間に合っていないことにも原因の一つがあると思いますがいかがでしょう。 港区の超高層ビルの建設を推進してきたのだから、せめて各家庭での止水板の設置に助成金を交付していただきたい。 ゲリラ豪雨が異常気象ではなく今後常態化していくならば、水害による人的・経済的損失は看過できないところです。 港区区政は区民のために迅速に動くことを約束していると認識しています。止水板の助成を是非御検討いただき、一刻も早い対応を切に願っています。
区の対応	大規模なビル建築においては、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」により、敷地内に貯留槽などが設置され、敷地内からの雨水の流出を抑えているため、昨今の浸水被害等は、超高層ビルの建築が直接の起因ではなく、下水道管の処理能力を超える異常な降雨が原因で、下水道管が飲み切れず水が溢れる状況となっていると、下水道を管理している、東京都下水道局から聞いております。 御提案の止水板の助成金の制度はありませんが、一般の御家庭を対象に水害対策用品として止水パネル等の防災用品あっせんを防災課で行っております。御検討いただければと思います。 防災用品あっせんは、港区ホームページから御覧いただけますので、御確認ください。
担当課	街づくり支援部土木課

件名	防災計画について
分類	防災・生活安全－防災・災害対策－防災
意見等の内容	港区では、障害者や高齢者が避難所に避難した際の受入体制は十分に整備されているでしょうか。特に、障害者用ベッド、トレーラートイレなどの配備状況が気になります。 また、避難訓練への障害者の参加が少ない現状にあります。会場に向かうことも厳しいです。
区の対応	区では、災害時に配慮が必要な障害者等を「要配慮者」と定め、状況に応じて障害者施設等で開設する福祉避難所への避難を案内しております。 この避難所には、要配慮者向けのトイレ等の設備があり、避難生活において必要な備蓄物資等も配備しています。 また、福祉避難所において防災訓練も毎年実施しております。 引き続き港区の防災力の向上に努めてまいります。
担当課	防災危機管理室防災課

件名	港区の防災計画について
分類	防災・生活安全－防災・災害対策－防災
意見等の内容	昨夜、高知・愛媛で震度6弱の地震があったが、もし東京で同レベルの地震が起こったら被害はどれほど甚大になるのかと恐怖を感じる。昨年、区から全世帯に携帯トイレが無償配付されたが、非常時に十分な量と区は判断しているのだろうか。また、愛媛で水道管の被害が報告されていたが、港区では災害時にライフラインに支障が出ないよう、定期的に点検しているのだろうか。区民の不安を払拭するためにも、区の防災計画について分かりやすく情報発信してほしい。
区の対応	区が携帯トイレを全世帯に配付したのは、在宅避難を行う際の備蓄物資として必要となるにもかかわらず、認知度が高くないことから周知啓発を目的に行いました。 このことから配付量に対し必要量が不足する場合は、水や食料とともに御自身で必要数を確保して、備蓄をお願いします。 また、区における防災対策等は、港区防災課や各地区総合支所協働推進課に配置しているパンフレット、区ホームページ、SNSで発信しておりますので、御確認ください。 なお、電気・ガス・水道等のライフラインは、区が管理しておりませんので、各事業者にお問い合わせください。
担当課	防災危機管理室防災課

件名	17時のチャイムが聞こえなくなっている件
分類	防災・生活安全－防災・災害対策－防災無線
意見等の内容	青南小学校近辺ですが7月下旬頃から17時のチャイムがほとんど聞こえません。遠くで微かに聞こえる程度の状況です。 防災情報や熱中症警戒等のお知らせも聞こえてきません。 災害時に聞こえないと困るので、故障しているならば、早急に対応していただきたいと思い、御連絡しました。
区の対応	港区内、特に青山周辺は高層の建築物が多く、防災行政無線のスピーカーから放送する音が他のスピーカーから放送される音や、高層建築物に反射した音と混ざり合い、反響することで、防災行政無線が聞きとりにくい状況や電波が届かないエリアが発生する場合があります。 そうした、音声が聞きとりづらいスピーカーについては、保守事業者による点検等により、音質改善に努めております。 今後も青南小学校近辺における地域環境の変化並びに、設置している防災行政無線機器の通信状態等を確認してまいります。 あわせて、防災行政無線の情報取得の補完として、下記の御案内も行ってまいります。 ①港区防災ラジオ 280MHz帯の電波を使用し、大きな出力と電波特性により建物浸透性に優れているため、気密性の高い住宅でも安定して室内で防災行政無線の情報を聞くことができるラジオです。 災害時の情報伝達手段として、港区に住民登録がある世帯に自己負担金1,000円で有償配付しています（住民税非課税世帯の方及び生活保護受給世帯の方は無償）。 ②港区防災情報メール 災害時における避難勧告の発令情報など、防災行政無線で放送した内容と同一の情報を配信しております。

	あらかじめ御登録いただくことでお手元の携帯電話・スマートフォン等にメールが届き、後からでも内容を確認できる利便性が特長です。 ③港区防災アプリ 港区防災情報メールと同様、あらかじめアプリをインストールすることでお手元のスマートフォンに通知が届きます。 ④防災行政無線放送内容確認電話 電話(03-5401-0742)により、放送内容の録音を聴くことができます。 また、港区ホームページ、港区防災ポータルサイト及び区のSNS (LINE、Facebook、X (旧Twitter)) アカウントでも防災行政無線で放送した内容を発信しておりますので、是非御活用ください。
担当課	防災危機管理室防災課

件名	風に対する注意情報の配信について
分類	防災・生活安全－防災・災害対策－災害対策
意見等の内容	芝浦港南地区では強風や突風による転倒事故が多発しており、非常に危険です。港区公式LINE等で強風・竜巻注意報を迅速に配信し、特に保育園などへの通達を徹底するよう要望します。地域の安全のために、迅速に御対応をお願いいたします。
区の対応	このたびは、港区の防災行政に御意見いただき、ありがとうございます。 区では、災害情報や防災情報を区民の皆様にお伝えするため、防災情報メールや防災アプリなど、複数の災害時情報伝達ツールから気象情報含む防災情報を発信しております。 気象庁から受信したJアラートなどの情報を防災情報メールや防災アプリ、SNS (LINE、Facebook、X (旧Twitter)) で配信しており、その他の気象注意報・警報・特別警報も24時間365日配信しております。また、港区ホームページ、港区防災ポータルサイトでも防災情報を発信しておりますので、是非御活用ください。 今後も港区の防災行政へ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
担当課	防災危機管理室防災課

件名	赤坂地区の安全安心なまちづくりについて
分類	防災・生活安全－生活安全－防犯
意見等の内容	夜の赤坂の治安が心配である。
区の対応	暴力団排除については、常日頃から商店や地域の皆様、警察署、区が街を目配りし、暴力団に関する情報を早期に把握し、速やかに対応することが重要であると考えています。 区では、平成26年4月に暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携をより一層深め、社会全体で暴力団排除活動を推進するため、港区暴力団排除条例を制定しました。 本条例に基づき、飲食店営業許可を受けた事業者から、港区暴力団排除条例を遵守する誓約書の提出を求めるなど暴力団排除の取組を推進しています。 また、赤坂では赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会を平成20年12月1日に組織しています。この協議会は、赤坂地区の繁華街に関係する個人、事業者、行政、関係機関により構成され、それぞれが相互に連帯を保ち、赤坂の美観を保つための環境浄化活動、暴力団、不良外国人等その他

	反社会的な勢力による治安の悪化を防ぐために活動しています。研修会、情報交換等の会議の開催のほか、防犯パトロール及びクリーンパトロール等を実施し、赤坂の安全安心なまちづくりを推進しています。 また、安全安心なまちづくりとして、区は、犯罪防止と安全で安心な生活環境の確保のため24時間体制で青色防犯パトロール車両を区内全域で巡回させています。不審者などの目撃情報があれば警察と連携し、青色防犯パトロール車両により周辺地域を重点パトロールしています。 引き続き、地域と連帯し、暴力団排除に向けて不断の取組を進めるとともに、赤坂地区の安全安心なまちづくりを推進します。御理解のほどよろしくお願いいたします。
担当課	赤坂地区総合支所協働推進課

件名	安全の碑について
分類	防災・生活安全－生活安全－その他
意見等の内容	区役所本庁舎の正面玄関前に建てられた「安全の碑」を見ました。周りの人たちをみると、素通りしているようだったので、もったいなく感じました。 「安全の碑」をもっと知ってもらうようにアピールしてはどうでしょうか。
区の対応	「安全の碑」は、平成18年6月3日に発生したエレベーター事故を契機として、安全を最優先とする区の姿勢が今後も変わらないことを広く示すため、また、エレベーター事故に関する区民の記憶が風化することを防ぐため、令和7年3月23日に区役所本庁舎正面玄関横に設置しました。 区役所を訪れる多くの区民の方に「安全の碑」を御覧いただき、この碑が、命の尊さと、施設の安全を確保することの重要性を考える場となるよう、広報みなとやホームページへの掲載等により広く周知してまいります。
担当課	防災危機管理室危機管理・生活安全担当

件名	落書きが多くなっている
分類	防災・生活安全－生活安全－その他
意見等の内容	芝地区の歩道橋に多数の落書きがあり、子どもたちの通学路として教育上好ましくありません。器物損壊として早急に消去をお願いします。また、落書き防止のため、港区で禁止条例の制定も御検討ください。美しい港区であってほしいです。
区の対応	落書きについては、御指摘のとおり、器物損壊等の犯罪となる場合もあるため、落書き現場を確認した場合は警察への通報をお願いします。 港区では区民からの情報提供、青色防犯パトロールや日常の業務の中で確認した落書きについて、落書きをされた建物等の所有者又は管理者等へ連絡して落書きの消去を依頼し、順次消去作業を進めています。 また、区民の自主的な落書き消去に対する支援として、落書き消去材等の必要物品を貸与しています。落書き消去材で困難な場合は落書き消去支援事業者を無償で派遣しています。 御指摘いただいた歩道橋は、東京都が管理する歩道橋であったため、いただいた御意見の内容を東京都に申し伝え、落書き消去を要請しました。 なお、落書き禁止条例については、現在検討しておりませんが、落書き消去の取組を進め、美しい港区となるよう進めてまいります。
担当課	芝地区総合支所協働推進課 防災危機管理室危機管理・生活安全担当

件名	品川駅港南口近辺の居酒屋の客引き行為について
分類	防災・生活安全－生活安全－その他
意見等の内容	品川駅港南口近辺で居酒屋の客引き行為が行われ、しつこく勧誘してきます。港区では条例で客引き行為が禁止されているはずですが、毎日通勤帰りに付きまといわれて迷惑しています。最近は人数も増加しており、取締りをお願いします。
区の対応	「港区客引き行為等の防止に関する条例」において、港区生活安全パトロール隊員が品川駅周辺で立哨、巡回を行っています。条例違反となる客引き行為等を監視し、確認した場合は厳しく指導を実施しております。 いただいた御意見をパトロール隊に伝え、周辺地域の巡回強化及び客引き行為等指導の徹底を行うよう再度指示をしました。今後とも、現状の把握に努めるとともに、より効果的な客引き対策等を行ってまいります。
担当課	防災危機管理室危機管理・生活安全担当

(3) 健康・福祉

①データ

【カテゴリ別件数（健康・福祉）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	障害者	146
2	生活福祉	138
3	健康・医療	118
4	高齢者	113
5	ひとり親家庭	3
合 計		518

②区民の声の要旨

件名	精神障害者保健福祉手帳の更新制度に関する要望
分類	健康・福祉－障害者－障害者
意見等の内容	発達障害は生涯にわたる特性であり、精神障害者保健福祉手帳の2年ごとの診断書提出は大きな負担です。身体障害者手帳のように永久認定制度を導入し、発達障害者が適切な福祉サービスを継続的に受けられる環境を整備し、行政手続の負担軽減を図るため、制度改正を強く要望いたします。
区の対応	精神障害者保健福祉手帳制度は国の制度で、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。 精神障害者保健福祉手帳については、他の障害と異なり、症状の軽減、重度化が比較的短期間に見られることから、2年ごとの更新手続が国の制度により定められています。東京都の審査会において、提出された診断書により申請者の症状や状態等を適切に把握し、等級及び非該当の決定がされます。 こうした手続を経て交付された精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明するものです。認定を受けた人は、該当等級によって公共料金の割引や税金の免除、減免などの生活の助けとなるサービスや障害者求人へ応募できるなど、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようになります。

	精神障害者保健福祉手帳の制度構築、運用は国において決定されており、区において制度改正はできませんが、今後も区として発達障害者への支援強化とサービスの充実に取り組んでまいります。
担当課	保健福祉支援部障害者福祉課

件名	難病患者の交通手段について
分類	健康・福祉－障害者－障害者
意見等の内容	難病患者です。自治体によって支援内容が違い困惑してます。都営のバスには無料で乗れますが本数が少ない上に路線が使いにくいです。他の区のようにタクシー券を配布してほしいです。
区の対応	港区におけるタクシー券の給付につきましては、車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者など、特に移動が困難な方の生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的として、身体障害者手帳をお持ちで下肢、体幹機能障害、又は視覚障害1から3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1、3級の方、愛の手帳1、2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方に対して給付しています。 また、都営交通の無料パスについては、東京都の事業ですが、難病患者の方は対象外となっています。 港区における難病患者の方へのサービスとしては、乗車運賃を助成することで社会参加を助長し、福祉の向上を図ることを目的として、港区コミュニティバス（ちいばす）、台場シャトルバス（お台場レインボーバス）の乗車券をお渡ししています。 福祉タクシー券の給付につきましては、一部の自治体において難病患者の方に対して給付を実施していることは承知しております。港区においては、難病患者の方に対して心身障害者福祉手当の支給や一人暮らしの方を対象とした救急通報サービスなどを行っています。タクシー券の給付を行うことは予定していませんが、今後もいただいた御意見も踏まえ、難病の方が地域で安心して暮らし続けられるよう支援してまいります。
担当課	保健福祉支援部障害者福祉課

件名	若者の自殺について
分類	健康・福祉－健康・医療－健康
意見等の内容	若者、特に女性の自殺が増えていると報道され、とても残念です。現場の実情を行政が直接見て、早急に対策を講じてください。命を守るため、役所としてできる限りの支援体制を整え早急に対応をお願いします。
区の対応	区では平成26年から港区自殺対策推進計画を策定し全庁をあげて自殺対策に取り組んでまいりました。 区には様々な問題を抱えた多くの区民が来所し職員が対応をしています。また、地域に出向き、直接区民と接する事業も数多く実施しています。日々の業務を通じ、直接区民の声を受け止め、必要に応じゲートキーパーになることができるよう職員への研修を実施するほか、子どもと直接関わる職員に対しては、子どものSOSに気付き、対応できるよう「子どものSOS対応研修」を実施しています。 今後も引き続き、職員の人材育成を推進していくとともに、港区の自殺者の統計等をもとに、年代、性別に応じた効果的な自殺対策の検討を進めてまいります。
担当課	みなと保健所健康推進課

件名	子宮頸がん検査を1年間隔に戻してください
分類	健康・福祉－健康・医療－健康
意見等の内容	今年度から子宮頸がん検査が1年に1回から2年に1回になりました。2年に1回が推奨されていますが税収がたくさんある港区でしたら1年に1回の検査にしてほしいです。 かかりつけの婦人科医の話では、乳がん検査とは違い子宮頸がん検査は細胞を採取して行う検査なので偽陽性はほとんどないそうで、1年に1回の検査で早くがんやHPV感染が見つかるというメリットが大きい、医師会が言ってもお金儲けと思われ相手にされないと言っていました。ですのでこちらに投書いたします。 子どもを産む世代にも多い病気です。是非お願いします。
区の対応	区の子宮頸がん検診は、これまで20歳以上の女性に対し、毎年受診券を送付していましたが、今年度から受診券の送付対象を前年度子宮頸がん検診未受診の方へ変更し、受診間隔を2年に1回としております。 自治体が住民に対し実施する胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診については、国が、内外の様々な研究結果により、各検診において推奨される検査方法や検診間隔を指針として定めています。 子宮頸がん検診については、がんの進行速度が緩やかであるため2年に1回の検診で有効性が示されております。また、検診を多く受けることで偽陽性と判定される確率が上がり、精密検査を受診することなどによる精神的負担や経済的負担といったデメリットも生じることから、2年に1回の受診と指針に定められています。 区では、専門家などからなる「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を開催し、がん検診のメリット、デメリットの議論を踏まえて、国が示している指針の通りに実施することとしました。 以上の経緯から、区の子宮頸がん検診は、令和6年度から受診間隔を2年に1回に変更いたしました。 何卒、御理解のほどよろしくお願いいたします。
担当課	みなと保健所健康推進課

件名	抗がん剤治療で使用するウィッグの補助金について
分類	健康・福祉－健康・医療－その他
意見等の内容	抗がん剤治療で脱毛し、外出時にウィッグが必須ですが、高額で負担が大きいです。港区の補助制度には感謝していますが、導入当初から金額が据え置かれており、他自治体では10万円の補助もあります。実情に即した補助金の増額を是非御検討ください。
区の対応	がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成につきましては、他自治体の助成状況やこれまでの申請実績を踏まえて、令和7年度からの助成金額や助成回数等の拡充に向けて検討しております。
担当課	みなと保健所健康推進課

件名	高齢者の終活について
分類	健康・福祉－高齢者－高齢者
意見等の内容	最近とみに多い相談が、身近な親族がいない高齢者からの終活です。 年金生活者でゆとりのある生活をしているわけではないため、高い料金を払う民間の終活事業所には頼めないとのこと。 相談事の内容にかかわらず話を聞く窓口がないのはいかがでしょうか。

	社会福祉協議会などで、若干の料金を支払うことで、対応が出来る窓口が欲しいです。
区の対応	日頃から地域の中で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や支援を行っていただき誠にありがとうございます。 区では現在、高齢者相談センターにおいて、エンディングノートや遺言の作成方法などの終活をテーマとした区民向け講座を開催しております。さらに、高齢者による相続や葬儀などの死後事務に関する窓口や電話での相談に対し、港区社会福祉協議会や医療機関などと連携し、内容に応じた情報提供や関係窓口の案内などをしております。 終活の相談については、引き続き、高齢者に身近な高齢者相談センターが窓口となるほか、必要な支援策については、高齢者支援課が関係機関と連携し検討するなど、効果的な体制づくりを推進し、終活支援を一層充実してまいりたいと考えております。
担当課	保健福祉支援部高齢者支援課

件名	高齢者の居場所づくりについて
分類	健康・福祉－高齢者－高齢者
意見等の内容	昨日、子どもの居場所づくりについて意見を述べたが、子どもだけではなく、高齢者にも気楽に立ち寄れる居場所が必要なのではないかと。月に1回、お茶やコーヒーを出すカフェを開催するような記事を見たことがあるが、常時というのが無理なら週1でも居場所を設けてあれば、出掛けるきっかけにもなるし、安否確認にもなるので、高齢者だけでなく、一人暮らしの大人にとっても良いのではないかと。是非、前向きに検討してください。
区の対応	区では、高齢者の生きがいづくり並びに介護予防及び健康づくりを支援するとともに、区民の相互交流及び自主的活動の促進を図り区民福祉の増進に寄与するため、いきいきプラザを区内17か所設置しております。 また、芝浦地区には、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ、台場地区には在宅サービスセンター内に団らん室を設置し、高齢者が気軽に御利用いただけるよう取り組んでおります。各いきいきプラザには、高齢者の方がゆっくりとお過ごしいただくため、日中は敬老室を無料で公開しております。 また、全館ではありませんが、軽食のスペースを設け、利用者の皆様の交流の場として親しんでいただいています。 引き続き外出機会のきっかけとなるほか、気軽に立ち寄れる居場所として、より工夫した取組を推進するとともに、分かりやすい周知啓発に努めてまいります。
担当課	保健福祉支援部高齢者支援課

件名	三田いきいきプラザのお風呂利用者について
分類	健康・福祉－高齢者－いきいきプラザ
意見等の内容	いきいきプラザのお風呂で、特定利用者による不衛生行為や危険な振る舞い、大声などの迷惑行為が続いています。身体障害者なので、住まいから遠いいきいきプラザへ行くのは不便で今は我慢しています。 安心して楽しめるよう改善をお願いします。
区の対応	現在、御指摘のあったような言動を見聞きした場合には職員が見つけた次第、利用者に対してルールを守るよう声掛けをするなど施設の職員全

	員で注意を払っています。あわせて施設内に注意喚起のポスターも掲出しました。しかしながら特定の利用者のルールやマナーは改善されず、施設を利用している皆様に御不快な思いをさせてしまっていることは承知しております。 管理課と三田いきいきプラザは引き続き、ルールを守らない利用者への声掛け等を行い、どなたでも施設を気持ち良く利用できるような毅然とした態度で対応してまいります。
担当課	芝地区総合支所管理課

件名	ひとり親のフードサポートについて
分類	健康・福祉－ひとり親家庭－ひとり親家庭
意見等の内容	ひとり親のフードサポート事業をしていただきありがとうございます。新しいカタログになり母子ともにとても助かっております。 ひとつ、届けていただく際に「ひとり親」と明記してあるのが、防犯上気になります。 女性しかいないと周りに分かってしまうのは怖いので、表記に配慮していただけると嬉しいです。
区の対応	日頃から、港区政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。 港区ひとり親世帯等フードサポート事業は、物価高騰等の経済的影響を受けているひとり親世帯等に対して、子どもの成長発達に不可欠な食料品を給付することにより、ひとり親世帯等の経済的負担等を軽減し、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。 対象世帯をひとり親世帯としているため、事業名を変更する予定はありませんが、カタログをお送りする郵便封筒等につきまして、御意見を受けて見直し、「ひとり親世帯等」を削除いたしました。 個人情報の取扱いについて、今後十分に留意してまいります。 引き続き子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援策の充実に努めてまいります。
担当課	子ども家庭支援部子ども若者支援課

(4) 子ども・家庭・教育

①データ

【カテゴリ別件数（子ども・家庭・教育）】 （単位：件）

順位	カテゴリ	件数
1	子ども	321
2	学校・幼稚園・教育	274
3	スポーツ	89
4	図書館	54
5	青少年	12
6	家庭	8
7	生涯学習	7
8	歴史・文化財	6
合 計		771

②区民の声の要旨

件名	みなとハッピー給食プロジェクトの保育園の給食への適用について
分類	子ども・家庭・教育－子ども－保育園・認証保育所・保育室
意見等の内容	みなとハッピー給食プロジェクトで、12月8日は、区立小中学校の給食がオーガニック食材使用のものになると知りました。大変素晴らしい取組だと思います。 こちらを保育園の給食まで広げて実施していただくことを希望いたします。
区の対応	有機野菜やオーガニック野菜とは、農林水産省の定めたJAS規格に適合した野菜を指します。扱っている農家が少ないため、流通量が少なく、地元の納品業者では取扱いのないこともあります。保育園給食は区内商店の産業振興に寄与するため、食材の購入を基本的には区内業者に限定し行っています。また、献立は事前に決まっており、大量に必要なことから、食材の確保が難しい現状です。 区の保育園給食で使用する食材は、できる限り国産のものを購入するように努めており、納品時に産地の確認をしております。今後とも、安全で安心できる食材の使用につながるように取り組んでまいります。
担当課	子ども家庭支援部保育課

件名	保育園でのネイティブティーチャー派遣の要望
分類	子ども・家庭・教育－子ども－保育園・認証保育所・保育室
意見等の内容	港区では幼稚園で週3回のネイティブティーチャーを派遣しているとのことで、とても素晴らしい取組だと思っています。そこで、是非保育園にも派遣していただきたいです。保育と幼稚園は設置の目的が異なるとはいえ、現代に英語が必須であることには変わらないのではないのでしょうか。是非、この幼稚園におけるメリットを共働き家庭の幼児も享受できるよう保育園への導入も御検討をお願いします。
区の対応	区は、これまでも、区内の保育園において、給食のメニューに様々な国の料理を取り入れることや、「国旗のカード」を活用した遊びの中で、世界の国や文化に触れるなど、子どもが国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する多文化共生の保育に取り組んでおります。 今後は、子どもが文化の多様性に気付き、興味や関心を高め、これまで以上に多様な人と関わる力を伸ばせるよう、区立保育園におけるネイティブティーチャーの配置について、積極的に検討します。
担当課	子ども家庭支援部保育課 子ども政策課

件名	芝浦港南地区への屋内遊具施設の導入を希望いたします
分類	子ども・家庭・教育－子ども－子育てサービス・支援
意見等の内容	あっぱい高輪に大型遊具付き施設ができると知り、幼児を育てる親として大変嬉しく思います。酷暑や混雑で遊び場に困る中、芝浦港南地区にも同様の屋内施設を整備していただけるよう強く要望します。
区の対応	日頃から港区行政に御理解と御協力いただき御礼申し上げます。 区は、乳幼児の子どもたちが、猛暑日でも雨の日でも安全に体を動かして遊べるよう、令和7年7月の開設を目指して、高輪地区に子どもの屋内遊び場の整備を進めております。子どもの屋内遊び場では、大型遊具に加

	え、ボルダリング設備など、子どもたちが安全に楽しく遊べるような遊具を設置する予定です。 今後は、新たに開設する高輪地区の施設の利用状況などを踏まえ、芝浦港南地区を含む他地区への展開について、検討してまいります。 なお、芝浦港南地区においても、子ども中高生プラザや児童高齢者交流プラザなどで、乳幼児、小学生が猛暑日や雨の日でも身体を動かして遊べるスペースを設けております。 各施設でイベントなどを実施している場合もございますので、港区ホームページ等で御確認いただき、是非御利用ください。 よろしく御理解のほどお願いいたします。
担当課	子ども家庭支援部子ども政策課

件名	スマイル商品券について
分類	子ども・家庭・教育－子ども－子育てサービス・支援
意見等の内容	物価上昇に伴う、子育て世代への援助のため、子育て世代へのスマイル商品券の継続をしていただきたいと思います。
区の対応	港区子育て応援商品券事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の社会状況を背景に、子育て世帯の新年度に係る家計負担の軽減や区内産業振興のため、港区商店街振興組合連合会が発行する港区内共通商品券（子育て応援分）を臨時で給付しました。 本事業は、令和6年10月から国が児童手当の対象を高校生世代まで拡充したほか、所得制限を廃止し全ての子育て世帯が給付を受けられることや第3子以降の支給額を倍増することなど、大幅な制度改正が達成されたことから、令和6年度後期は実施しておりませんが、令和7年7月に港区商店街連合会が予定している「港区電子スマイル商品券アプリ」の機能拡充を踏まえて、今後の実施方法や総合的な施策効果を考慮の上、検討してまいります。
担当課	子ども家庭支援部子ども若者支援課

件名	給食について
分類	子ども・家庭・教育－学校・幼稚園・教育－小・中学校
意見等の内容	区立小学校に通わせていますが、低学年の子どもが給食が足りないと言っています。おかわりしたいけどすぐになくなると言っているの、給食のボリュームや品数を増やしていただけると嬉しいです。
区の対応	学校給食は、港区学校給食摂取基準に基づき、子どもの成長・発達に必要な栄養量を定めております。各学校は、十分な予算の上で、この基準に合うように献立を作成して給食を提供しております。また、教育委員会では、各学校の献立内容を確認し、必要な栄養量に過不足が生じている場合には助言を行っております。 いただいた内容は学校に確認いたしますが、お気づきのことがある場合は、今後も、直接学校に御相談ください。
担当課	教育委員会事務局学校教育部学務課

件名	国際の授業のレベル別について（子ども広聴）
分類	子ども・家庭・教育－学校・幼稚園・教育－小・中学校
意見等の内容	国際の授業をレベル別にしてほしいです。私はインターナショナルスクールの幼稚園に通っていたので英語が話せます。同じような友達も多く、簡単なフレーズの繰り返しや歌、踊りに違和感があります。もっと自然に英語で会話できる授業を受けたいです。
区の対応	メールをくれてありがとうございます。 英語を上手に話せて、たくさんいろんなお話がしたいですね。 小学校には、いろんなお友達がいて、英語で話すことが得意な子もいれば、そうでない子もいます。得意な子たちとたくさん話すこともよいことですが、いろんなお友達とお勉強することで、さらに力がつくと思います。こくさいのじゅぎょうは、先生や教室のことなどもあり、レベルベつではありませんが、英語力を生かして、クラスで学習をリードしてほしいです。教育委員会では、どの子も英語のじゅぎょうを楽しく受けられるように、先生方に工夫するよう伝えていきます。よろしくお願いします。
担当課	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

件名	野球場について（子ども広聴）
分類	子ども・家庭・教育－スポーツ－スポーツ
意見等の内容	ぼくは野きゅうが大好きです。でもあまり野きゅうのできるばしょがありません。もっとつかえるばしょをふやしてほしいです。
区の対応	野球ができる学校やグラウンドを使いたい人たちがとても多いので、みんなが希望どおりに練習や試合ができる場所を確保することは大変むずかしいですが、今ある学校やグラウンドで、たくさんの人たちがスポーツを楽しめるようにしていきます。
担当課	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課

件名	ブックポストについて
分類	子ども・家庭・教育－図書館－図書館
意見等の内容	赤坂地区総合支所をよく利用します。早く本を返却したいので赤坂地区総合支所にブックポストを設置していただけるととても助かります。図書館まで歩くのが歳とともに大変になってきましたし、本も重く感じるようになってきましたが、図書館を利用したいのでよろしくお願いします。
区の対応	いつも港区立図書館を御利用いただきありがとうございます。 赤坂地区総合支所と同じ建物の赤坂区民センター（赤坂コミュニティぷらざ4階）にブックポストを令和6年6月28日に設置いたしました。 利用できる時間は、施設開館時間内の午前8時30分から午後9時30分まで（休館日を除く）になります。 今後も港区立図書館を御利用くださいますようお願いいたします。
担当課	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課

件名	若者の居場所について
分類	子ども・家庭・教育－青少年－青少年
意見等の内容	港区と品川区が連携し、若者の居場所づくりに取り組むことを提案する。港区では20～30代の若手職員によるチーム編成を行って、高校生が相談しやすい環境を整えると良いのではないかと。特に、女性の悩みには女性職員が対応するなどのルールを設けることで、若者が安心して過ごせる場を提供できると思う。こうした取組により、若者が社会の中で安心して生活できる港区の姿勢を示すことが期待される。
区の対応	貴重な御意見ありがとうございます。「若者の居場所について」回答いたします。 区は、高校生世代が安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりを進めるにあたり、当事者である高校生世代や様々な居場所を運営している有識者による検討委員会を令和6年5月に設置し、高校生世代の意見を取り入れながら現在検討を進めております。 他区の取組も参考にし、相互に情報共有を図り、協力・連携し、高校生世代の若者の居場所づくりを進めてまいります。 高校生世代は男女問わず、様々な居場所を求めており、当事者の状況に応じた多様な選択肢が必要です。 今後も、当事者の意見を伺いながら、高校生世代に求められる居場所づくりについて検討してまいります。
担当課	子ども家庭支援部子ども若者支援課

(5) 環境・まちづくり

①データ

【カテゴリ別件数（環境・まちづくり）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	環境	340
2	交通	291
3	道路・橋りょう	198
4	公園・児童遊園	181
5	都市計画・まちづくり	109
6	住まい	18
7	建築・開発	17
合 計		1,154

②区民の声の要旨

件名	外国人による迷惑行為への対策
分類	環境・まちづくり－環境－タバコ対策
意見等の内容	公共の場で飲酒・喫煙・声掛けなどの迷惑行為を行っている外国人を毎日のように目にして怖いです。みなとタバコルールの英語看板の前で堂々と喫煙している外国人も見掛けます。 小さな子どもが遊んでいる公園でお酒を飲み、子どもに絡んで怖がらせている外国人も見掛けます。 明確に文書化されたルールの制定と誰もが二度と繰り返さないと誓うような確実な取締り及び厳しい罰則を設けていただきたいです。

区の対応	このたびは、みなとタバコルールに関する御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」において「みなとタバコルール」を定め、指定喫煙場所以外での区内全域における屋外の公共の場所での喫煙と吸い殻のポイ捨てを禁止しています。 外国人の方にもみなとタバコルールを周知するため、英語・中国語・ハングル表記のある「港区喫煙場所マップ」の配布、ポスター掲示や路面シールの貼付等を行い、啓発に努めております。 また、「みなとタバコルール」が守られていない場合は、巡回指導員が喫煙者に対して指導・啓発を行うとともに、必要に応じて一定の場を監視する立哨指導を行うなどしてルールの浸透を図っているため、現時点では、条例の厳格化や罰則を設ける予定はありませんが、引き続き、罰則を規定している自治体の状況を確認しながら、対応を検討してまいります。 屋外の公共の場所での喫煙でお困りの場所がありましたら、具体的な場所や時間帯等、状況の詳細を該当する各総合支所の協働推進課まで御一報いただければ、状況を確認し、指導員を巡回させたり、付近に啓発物等を掲示する等の対応をしますので、御相談ください。
担当課	環境リサイクル支援部環境課

件名	羽田新飛行ルートについて
分類	環境・まちづくりー環境ー公害（騒音・振動・臭気等）
意見等の内容	本日も3時間以上、1～2分間隔で低空飛行が続き、窓を閉めても轟音が響きました。しかも18時20分まで飛行しており、時間延長が常態化しているように感じます。生活への影響は深刻で、これからの季節が憂鬱です。せめて飛行時間は厳守するよう、国への強い申入れをお願いします。
区の対応	令和7年2月13日に区長と区議会議長が国土交通省を訪れ、第7回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会の開催等の要請を行いました。 区と区議会は引き続き、区民の皆様の御意見や御要望を国に伝えるとともに、丁寧な説明や羽田新経路の固定化回避に向けた検討を加速するよう求めてまいります。
担当課	環境リサイクル支援部環境課

件名	港区の自然対策について（子ども広聴）
分類	環境・まちづくりー環境ー環境美化
意見等の内容	私が1年生のころから、この区には、ビルやたてものはたくさんあるけれど、緑が少ないと思っています。もっとしぜんゆたかな区にしてほしいなあと、心からねがっています。しぜんをふやしてくれると、とってもうれしいです。
区の対応	緑やしぜんにきょうみを持ってくれてありがとうございます。 もっとしぜんゆたかな区にしてほしいというお気持ちは、区役所も同じように考えていて、少しでも緑を多くするためにこんなことをしています。 緑をふやすために、公園をつくったり、歩道に木を植えたりしています。 高くて大きいたてものをたてる時に木を植えてもらうことをおねがいしたり、たてものの屋上に緑を植えてくれる人に、工事（こうじ）のため

	のお金の一部（いちぶ）をわたしたりしています。 また、緑を多くするためには、緑をふやすだけでなく、古くからある緑をのこしてもらうことも大切です。区役所では大きくて元気な木を「ほごじゅもく」にしていしています。元気に育てるためには、かれたえだを切ったりひりょうをあげたりお金がかかるので、かかったお金の一部をわたしています。 緑の多さをはかる方法（ほうほう）のひとつに、「緑ひりつ（りょくひりつ）」というものがあります。これは、葉がしげる夏に、空から緑をさつえいして、区の中にどれくらい緑があるか、そのわりあいを調べたものです。れいわ3年度に調べたところ、港区は全体の面積（めんせき）のうち、22.62パーセントが緑におおわれていることがわかりました。これは東京の23区の中で3番目に多い区です。そして2030年には24パーセントにするという目ひょうを持っています。 緑をふやしていくには、区役所だけではできないことがたくさんあるので、みなさんと協力（きょうりょく）して緑をつくる、のこすなど、いろいろな方法（ほうほう）を使っていきたいと思っています。 これからも見守ってくださいね。
担当課	環境リサイクル支援部環境課

件名	田町駅東口の混雑について
分類	環境・まちづくり－交通－交通安全対策
意見等の内容	通勤時間帯の田町駅の混雑が、何も改善していません。区としてはどのようにお考えですか。なお、同様の質問に対して、利用者同士に譲り合うようにしてほしいという趣旨の回答をされています。しかし、それが全く効果がないために今のような状態になっているのです。断固として厳しく苦情を申し上げます。
区の対応	JR田町駅東口では、増加する歩行者交通量に対応するため、現在、開発事業者が東西自由通路（線路上空を跨ぐ通路）の拡幅工事を行っています。 区はこれまで、開発事業者と現地を確認した上で、特に交通量が多い朝の時間帯において、駅へ向かう利用者の歩行空間を確保するため、進行方向を表示するための路面標示（矢印）やポストコーン（赤いポール）を設置するなど対応してまいりました。しかしながら、通行のルートなどが守られていないことで効果が薄くなっていることも承知しており、駅へ向かう方々には御迷惑をお掛けしております。 なお、区では、田町駅を利用する歩行者が相互に譲り合って御利用いただけるよう、歩行者相互の流動の検証を踏まえた更なる路面標示、啓発看板の設置や、歩行者相互のより良い動線確保のためのポストコーン等の設置について、できる限り早期に実施できるよう調整しております。 御理解、御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。
担当課	街づくり支援部開発指導課

件名	公道カートへの苦言
分類	環境・まちづくり－交通－交通安全対策
意見等の内容	主にインバウンド向けのアクティビティである公道カートが奇声をあげながら走っているさすぎます。信号待ちの時ですら騒いでおり非常に不愉快で迷惑です。あんな興奮した人たちが運転するカートが通学路にも走っていてヒヤヒヤします。飲酒もきちんと管理しているか疑問です。 オーバーツーリズムにより治安が悪化しています。港区独自で公道カー

	トを禁止するなど踏み込んだ対策を行い、都内の観光地を健全に整えるためリーダーシップを取ってください。
区の対応	公道カートについて、騒音等に対する御意見が寄せられた際、事業者が特定されている場合には、騒音に対しての改善指導や乗車中のマナー遵守についての指導を行っております。 また、道路交通法違反については、管轄の警察署に対して、指導取締りの強化を要請しております。 今後も、区内各警察署と連携して、交通ルールの遵守に向けた対策に努めてまいります。
担当課	街づくり支援部地域交通課

件名	芝浜小学校前の照明について（子ども広聴）
分類	環境・まちづくり－道路・橋りょう－維持管理・運営
意見等の内容	芝浜小学校前通路にある細長い黒の照明（公園との間にある自動販売機の右横）がグラグラしていて危ないです。皆が触っていてケガをしそうなので直してください。
区の対応	通路を通るみなさんが照明に触らないように注意するはり紙を貼りました。 照明はすぐに倒れてしまうような心配はありませんが、ぐらぐらしないように固定する工事を行うために準備をしています。
担当課	芝浦港南地区総合支所管理課

件名	花火解禁の御礼
分類	環境・まちづくり－公園・児童遊園－維持管理・運営
意見等の内容	先般公園で音の出ない花火の使用が一定期間解禁されました。恐らく反対意見もあったとは存じますが、子育て世代としては大変にありがたい御判断で謹んで御礼申し上げます。これからもルールで細かく縛るのではなく、お互いに思いやって譲り合う、住みやすい街になってくれればと願っています。
区の対応	区立公園・児童遊園での花火の利用は、原則禁止していますが、令和5年度の試行を踏まえ、令和6年度から小学校等の夏休み期間に地域の子どもたちの夏の思い出づくりのため、一部の公園・児童遊園で花火の利用を認めています。 花火の利用は、利用者の皆様がルールを守ってくださることを前提に認めているものです。花火の利用に当たっては、近隣にお住まいの方や他の公園利用者などへ迷惑にならないように事前に港区ホームページに掲載しているルールを確認した上で楽しんでいただくよう、引き続き御協力をお願いいたします。
担当課	街づくり支援部土木課

件名	スーパーの誘致について
分類	環境・まちづくり－都市計画・まちづくり－その他
意見等の内容	港区港南エリアにはタワーマンションが多数建設されており、これから居住人口がますます増加すると思いますが、圧倒的にスーパーが足りません。小さなスーパーはありますが、人口に対してキャパオーバーだと思います。是非ともスーパーを誘致してほしいです。

区の対応	区では、再開発や総合設計など新たなまちづくりに際しては、御指摘のような日常生活に必要な食料品や日用品などを扱う店舗や子育て支援施設など、地域で必要とされる生活利便施設の整備について事業者に要請することとなっています。港南地区においても、マンション建設などの際にスーパーやドラッグストアなどの店舗を誘致するよう事業者に要請しているところです。引き続き開発等の機会を捉え、安全・安心で暮らしやすい生活環境の形成を進めてまいります。
担当課	芝浦港南地区総合支所まちづくり課

(6) 産業・文化・観光

①データ

【カテゴリ別件数（産業・文化・観光）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	地域振興	25
2	観光	22
3	産業	18
4	中小企業・創業支援	10
5	文化・芸術	8
6	国際化推進・国際交流	4
合 計		87

②区民の声の要旨

件名	トレジャースクールについて
分類	産業・文化・観光－地域振興－その他
意見等の内容	子どもがトレジャースクールのチラシを学校で持って帰ってきました。我が家は対象とならなかったのですが、とても素敵なイベントで子どもにも体験させたいため、高輪地区でも開催していただけたらと思い、連絡しました。御検討いただけたら幸いです。
区の対応	豊かな自然の中で、農作業をはじめとした様々な体験の機会を創出することは、将来を担う子どもたちの育ちを支援するために重要なことであると認識しております。 いただいた御意見をもとに、高輪地区においても子どもに対し、どのような体験を提供できるか、検討してまいります。
担当課	高輪地区総合支所協働推進課

件名	オーバーツーリズムについて
分類	産業・文化・観光－観光－観光振興
意見等の内容	東京タワー周辺での観光客の多さやマナーの悪さにより、歩道や車道での無断撮影や通行妨害になる撮影、ごみの放置、騒音などにより、生活環境が著しく悪化しています。 観光業が活性化している反面、不便を強いられている区民がいることを忘れないでください。
区の対応	区では、これまで、観光客に守っていただきたいマナーやルールを多言語で紹介する「港区観光&マナーブック」等の冊子を、東京タワーをはじめ

	めとした区内の観光インフォメーションセンターで配布し、観光客へのマナー啓発に取り組んでまいりました。 観光客の増加に伴い、赤羽橋交差点付近で観光客の滞留が生じている状況や、ごみのポイ捨てが散見される状況も把握しており、関係機関とともに観光客の滞留についての協議を行っております。 今後も、持続可能な観光振興の実現のため、多様な観光資源の情報提供により観光客の過剰な集中を避けるとともに、パトロールを強化し、観光客の増加が治安の悪化につながることをないよう取り組んでまいります。
担当課	産業・地域振興支援部観光政策担当

件名	港区商品券（スマイル商品券）について
分類	産業・文化・観光－産業－商店街振興
意見等の内容	以前より紙の商品券を愛用しておりますが、パンフレット記載の対応店舗で商品券案内ステッカーの掲示が無いことが頻発しております。もしステッカー掲示だけの問題でしたら、店舗への御指導をお願いいたします。
区の対応	いただきました御意見を踏まえ、紙商品券を取り扱っている全店舗に対し、港区商店街連合会より、お客様の目に触れやすい場所へステッカーを掲示するよう周知いたしました。 また、紙商品券取扱店舗は、商品券販売の際にお渡ししております取扱店舗一覧、並びに商品券特設ホームページにて御確認いただけますので、併せて御覧いただければ幸いです。
担当課	産業・地域振興支援部産業振興課

件名	麻布坂カレーについて
分類	産業・文化・観光－産業－商店街振興
意見等の内容	支所と地区のお店が一緒に行う「麻布坂カレー」プロジェクトには賛成です。行政と商店が協力してこのような企画ができたことは、区民からもよくやったとほめてあげたいです。他の総合支所でも区民が楽しく食べ歩きできる企画や、小さな子どもから大人までが参加できる企画など、区民26万人が楽しめるようなことを行ってほしいです。
区の対応	「麻布坂カレー」プロジェクトへのお褒めの言葉をいただき、誠にありがとうございます。 令和7年1月10日に、第1弾として3店舗で販売開始しました。 今後も各店舗との交渉を行い、順次販売店舗を増やしてまいります。 他の総合支所においても、各総合支所の特色を生かしたイベントを企画・運営しており「麻布坂カレー」についても、麻布地区総合支所から他の総合支所へ情報共有を行い、イベント企画の参考としてまいります。
担当課	麻布地区総合支所協働推進課

件名	産業振興センターのコミュニティについて
分類	産業・文化・観光－中小企業・創業支援－商工会館・港勤労福祉会館
意見等の内容	産業振興センターでのコミュニティについて、オンラインコミュニティを開設してほしいです。
区の対応	産業振興センターでは、イベントやセミナー終了後、登壇者や参加者の情報交換や新たなビジネスマッチングの機会の提供を目的として、交流会を開催しております。交流会では、直接対面でコミュニケーションが取れるため、参加者同士の信頼関係が築きやすいという利点があり、新たなビジネスにつながったという話も出ています。 現在、産業振興センターでは、オンラインコミュニティの取組は行っておりませんが、オンラインとオフラインのコミュニティをうまく組み合わせることで、より効果的な交流や協力が期待できるため、オンラインコミュニティの導入に向けて検討してまいります。
担当課	産業・地域振興支援部産業振興課

件名	ストリートピアノの設置について
分類	産業・文化・観光－文化・芸術－文化・芸術
意見等の内容	街中や公共施設などに誰でも弾けるピアノを置いてみてはいかがでしょうか。子どもたちの音育、大人の趣味など皆の楽しみにつながると思います。是非御検討ください。
区の対応	このたびは、ストリートピアノの設置について御意見をいただき、ありがとうございます。 ストリートピアノの設置については、音楽を通じて街のにぎわいの一助になるものであり、子どもたちの音育、趣味の充実などにつながるものと考えております。 現在、区内には、6か所のオフィスビル一般スペース等の民間施設にストリートピアノが設置されています。ストリートピアノの設置には、上記のようなメリットがある一方で、設置場所や維持管理、防音対策等の課題があるほか、利用者以外の方や周辺への配慮も必要となるため、慎重に行う必要があります。 現時点では、区有施設へストリートピアノを設置する予定はありませんが、今後も、無料で参加できるコンサートの開催など、区民の皆様が気軽に生の音楽に触れる機会の創出に努めてまいります。
担当課	産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当

(7) 区政情報

①データ

【カテゴリ別件数（区政情報）】

（単位：件）

順位	カテゴリ	件数
1	人事・職員	133
2	区の施策・計画	99
3	広聴	52
4	選挙	27
5	区議会	27
6	広報	19
7	情報公開・個人情報保護	19
8	財政	8
9	入札・契約	2
10	監査	0
合 計		386

②区民の声の要旨

件名	職員の庁舎内での歩きスマホについて
分類	区政情報－人事・職員－区職員
意見等の内容	今日用事があって昼頃区役所へ来たら、歩きスマホしながら階段を上り下りしていたり、エレベーター内でもスマホを操作している職員を何人も見た。来庁者への気遣いや配慮が欠けている。
区の対応	このたびは、港区役所にお越しになった際の職員の行動や態度により、不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。 区としましては、歩きながらスマートフォン等を操作するような行為は大変危険な行為であり、また、エレベーター内での態度も含めて、来庁者の気持ちに寄り添った行動や態度は、接遇の基本と考えております。 今後も、区民の皆様には不快な思いをお掛けすることが無いよう、あらゆる機会を捉えて、社会的規範の遵守について周知や指導を徹底するとともに、区民の立場に立った接遇マナーの向上に取り組んでまいります。
担当課	総務部人事課

件名	区政における各種手続のオンライン化、キャッシュレス化について
分類	区政情報－区の施策・計画－区の施策・計画
意見等の内容	今年の10月から、郵便料金が3割値上げになり（例えば、84円の郵便料金であったものが110円となる。）、自治体の経費が大きく増える。経費の節約を行っていただきたい（例えば、出す郵便物を減らす、各種手続のオンライン化、郵便物を出す場合は、圧着ハガキにするなど、なるべく低料金な方法にする等）。 デジタル郵送サービスの導入を行っていただきたい（仮に導入している場合は、より一層の普及促進を図ってほしい）。 マイナンバーカードとマイナ保険証の、より一層の普及促進を図っていただきたい、他の自治体の普及促進策を参考にしていきたい。 国民健康保険の手続については、e-Taxのように、利用しやすくしてもらいたい（例えば、保険料申告書の提出や氏名変更の届、外国籍の方が転

	入した時の届をオンラインでできるようにする)。 特別児童扶養手当や児童扶養手当の手續のオンライン化を進めていただきたい。
区の対応	区では、区民等がいつでもどこでも必要な手續ができる「行かない区役所」の実現のため、行政手續のオンライン化を推進しています。 その一環として、区から外部に向けて発信する通知等のオンライン化についても検討を進めており、現在複数のサービスの比較検討を行っています。区民等の利便性向上や業務効率化、郵送に要する費用削減の観点を検討しつつ、令和7年度からの導入を目指してまいります。 なお、区が外部から受け付ける申請等の行政手續は、令和6年4月からオンラインでも提出可能とする取組を開始しており、国民健康保険料簡易申告書や児童扶養手当、特別児童扶養手当関連申請もオンライン上で申請可能となっていますが、一部の手續については法令上や港区以外の関連機関による制約により、オンライン上での手續が困難となっています。 今後も、国や都などの関連機関と連携しながら、行政手續の更なるオンライン化を促進してまいります。
担当課	企画経営部デジタル改革担当

件名	総合支所制度の見直しについて
分類	区政情報－区の施策・計画－区の施策・計画
意見等の内容	来年度の支所制度の見直しが実行されるかどうかを確認したいです。長年進めてきた総合支所を改革するなら、名称の廃止とホームページの分類変更を提案します。区長が先頭に立って見直しを進め、区民に内容を逐次公表することを求めます。
区の対応	現在の総合支所は、区民に身近なサービスを提供し、地域の課題を解決する重要な拠点です。一方、デジタル技術の進展や働き手不足に対応し、区民の利便性向上と区役所の効率的な運営のため、総合支所と支援部の連携体制や組織体制の見直しが必要です。区民や職員の意見を聴取の上、課題を整理し、見直しが決定した場合には、区民の皆様に分かりやすく周知します。
担当課	企画経営部区役所改革担当

件名	区長に関する広報特別号について
分類	区政情報－区の施策・計画－区の施策・計画
意見等の内容	広報の第1面に区長の挨拶が掲載され、港区ホームページでも「ようこそ区長室へ」の記事は見られるが、是非、清家区長の広報特別号を発行していただきたい。前政策のどの部分を引き継ぎ、そして新しくどういうことを進めていくのか、具体的な政策について、区民に対して丁寧に説明してほしい。紙の媒体でないと読めない区民も少なくないので、前向きに検討してほしい。
区の対応	区長の施政方針については、広報みなと8月1日号の1面・2面で掲載いたしました。 紙面では、区長が実現を目指すまちの姿や重点的に取り組む5つの施策、未来に向けた区政運営の基本的姿勢等について写真やデザインを用いて紹介しています。 今後も区の政策について、広報みなとやホームページなど多様な媒体を通じて分かりやすく発信してまいります。
担当課	企画経営部区長室

件名	選挙活動について
分類	区政情報－選挙－選挙
意見等の内容	現在妊娠9か月、1歳3か月の子どもの持つ母親です。 ここ最近、特に選挙活動の応援、演説がかなりうるさくて正直迷惑です。 特に現在息子と私がコロナウイルスに罹患しており、息子は一晩中泣いて起きての繰り返しにもかかわらず、朝も8時すぎから、お昼寝のタイミングでもマイクを使った大声での演説で、息子もようやく寝ても起きてしまいます。したがって私も横になることもできず、家で療養するしかない状態にもかかわらずそれすらも許されず怒りを覚えます。本当に勘弁してください。港区の色々な施策には感謝をしておりますが、非常に残念でなりません。 マイクで大声で演説をすることだけが選挙活動だけではないと思います。区民への配慮と節度を持ってお願いしたいです。
区の対応	選挙運動における音量の管理については、公職選挙法第140条に基づき、各候補者には適切な音量での選挙運動を行うよう各陣営に対して伝えておりますが、御迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。 このたびの御意見を受け、今後の候補者の選挙運動においては、さらなる注意喚起を図ってまいります。 今後も適正に選挙が執行されるよう努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
担当課	選挙管理委員会事務局

件名	聴覚障害者及び視覚障害者への広報広聴の手段について
分類	区政情報－広報－広報
意見等の内容	聴覚障害者及び視覚障害者への広報・告知手段、「区民の声センター」への意見受付について、どのような方法を実施しているか教えてください。 高齢者や障害者が必要な支援を必要な時に受けられる施策の現状と、障害者区民との双方向の対話を深める工夫を求めます。心身ともに元気に暮らせる都市の実現に向け、区長の積極的な対応を期待します。
区の対応	港区は、視覚障害者向けに点字広報と声の広報を作成し、希望者への個別配送や図書館への配架を行っています。また、令和7年度中には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法に対応し、民間の音声読み上げサイトや視覚障害者向けアプリを通じて広報みなどの情報や港区ホームページの情報を入手しやすくする予定です。 聴覚障害者向けには、広報番組に手話挿入や文字テロップの表示を行い、情報取得の環境を整えています。 また、障害者の方から区民の声センターへの御意見、御要望は区のホームページのほか、SNS（公式LINE）、電話、ファックス、窓口などで受け付けています。引き続き、区民の方などから多様な方法での意見聴取に対応してまいります。 今後も、障害の有無にかかわらず、必要な人に必要な情報が届き、広く意見をいただけるような広報広聴に取り組んでまいります。
担当課	企画経営部区長室

(8) その他

①データ

【カテゴリ別件数（その他）】 (単位：件)

順位	カテゴリ	件数
1	他機関・関係機関	21
2	その他	9
合 計		30

②区民の声の要旨

件名	東京都内における献血ルームの増設及び運営体制の改善について
分類	その他－他機関・関係機関－東京都
意見等の内容	東京都内の献血ルームにおいては、特に土日を中心に予約が取りづらい状況が続いている。アクセスの良い地域への新たな献血ルームの設置、献血ルームの運営時間の延長、予約システムの改善、枠の増設を検討していただきたい。また、臨時献血会の増加など固定施設に依存しない献血機会の創出を進めていただきたい。
区の対応	いただきました、東京都内における献血ルームの増設及び運営体制の改善についての要望については、献血ルームを管理する東京都赤十字血液センターへお伝えしました。 固定施設に依存しない献血機会の創出についても血液センターにお伝えしました。港区赤十字奉仕団の献血事業では、区内大学、税務署、警察署、区役所など令和6年度は9施設で計18回献血事業を行っております。
担当課	保健福祉支援部保健福祉課

広聴・相談活動沿革

年月	内容
昭和46年4月	広報課広聴係設置
昭和47年4月	広聴電話設置
昭和47年5月	「不動産取引相談」開始 ※平成9年4月から「不動産相談」へ名称変更、(財)港区住宅公社へ移管
昭和48年4月	「区政モニター制度」開始
昭和51年7月	「港区民世論調査」開始
昭和52年7月	「施設広聴会」開始 「こんにちは区長です」開始
昭和55年6月	「広聴はがき」開始
昭和58年2月	「港区アンケート協力員制度」開始
昭和58年7月	「移動区長室」開始
昭和61年10月	「在住外国人と区長との懇談会」を「こんにちは区長です」の一環として開始 ※昭和61年度～平成4年度まで隔年、平成5年度から毎年実施 平成7年度から単独事業として実施
平成元年1月	「区民法律講座」開始
平成元年4月	「外国人専門案内及び相談」開始
平成元年5月	外国人広聴電話設置
平成2年4月	「定住のためのすまいと土地の相談」開始 ※平成9年4月から「税務相談」へ名称変更、(財)港区住宅公社へ移管
平成8年4月	「広聴ファックス」設置
平成10年4月	「区民広報課区民の声係」に組織名称変更
平成11年12月	「広聴メール」開始
平成12年4月	「区民広報課区民の声担当」に組織名称変更
平成17年4月	「区長室区民の声担当」に組織名称変更
平成18年4月	「区長室広聴担当」に組織名称変更 各総合支所に「区民の声担当」を設置 「区長と区政を語る会」、「施設広聴会」、「区政モニター制度」を総合支所へ移管
平成19年2月	港区コールセンター「みなとコール」を設置
平成19年4月	「区政モニター制度」を広聴担当へ移管
平成20年4月	「外国人相談」を国際化推進担当（現：国際化・文化芸術担当）へ移管
平成21年4月	各総合支所「区民の声担当」を廃止し、広聴機能を管理課へ移管 (財)港区住宅公社解散に伴い、「すまいの税務相談」及び「マンション管理相談」などの住宅関係相談を、都市計画課（現：住宅課）へ移管
平成22年4月	「区民意見募集（パブリックコメント）」開始

平成24年4月	「区民の声センター」開設（3階区民相談室及び1階相談ブース） 庁舎総合案内業務、法律相談受付業務及び港区コールセンター業務を区民の 声センター運営業務に統合 「インターネットアンケート」開始
平成26年3月	「広聴システム」運用開始
平成27年4月	電話交換業務を区民の声センター運営業務に統合
令和元年12月	1階総合案内に手話通訳者常駐開始 ※令和3年4月から1階相談ブース常駐に変更
令和2年4月	電話交換業務と港区コールセンター業務の運用時間を変更
令和3年1月	「法律相談」において電話による相談受付開始
令和3年4月	企画経営部に「政策広聴担当課長」を設置
令和3年10月	「法律相談」においてオンラインによる相談受付開始
令和4年9月	「法律相談」において、毎週水曜日午後5時から7時までの相談枠を拡大。英 語通訳及び手話通訳による相談開始
令和6年2月	「法律相談」において、相談のオンライン予約受付開始
令和6年4月	「子ども版広聴」受付開始
令和7年2月	1階総合案内にリアルタイム多言語翻訳ディスプレイを設置

※上記の活動内容には、既に廃止されているものも含まれます。

広聴制度に関わる規定

No.	規定名	制定年月日
1	港区区政モニター設置要綱	昭和48年4月13日
2	港区民世論調査実施要綱	昭和51年6月23日
3	港区広聴はがき事業実施要領	昭和55年4月22日
4	港区法律相談実施要綱	昭和57年3月24日
5	港区アンケート協力員事業実施要領	昭和58年1月19日
6	区政モニターの選定基準、身分等に関する要領	昭和58年5月19日
7	港区区民相談室設置要綱	昭和62年3月23日
8	港区区民意見募集（パブリックコメント）に関する要綱	平成22年3月24日
9	港区区民の声センター運営要綱	平成24年4月1日
10	港区総合案内窓口運営要領	平成24年4月1日
11	港区コールセンター運営要領	平成24年4月1日
12	港区区民の声への対応に関する要綱	平成24年8月1日

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2025085－5861

港区の広聴

令和7年度（2025年度）版 事業概要

令和7年（2025年）8月 発行

編集・発行 港区企画経営部政策広聴担当

港区芝公園一丁目5番25号

電話 03－3578－2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

